

平成25年度 業務実績評価シート説明用資料

◆ 目 次 ◆

区 分	評 価 項 目		自己評定	ページ
Part 1	評価項目 1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	S	2
	評価項目 2	業務管理（リスク管理）の充実	S	7
	評価項目 3	業務・システムの効率化と情報化の推進	A	13
	評価項目 4	経費の節減	A	17
Part 2	評価項目 5	福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	S	23
	評価項目 6	福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	S	36
	評価項目 7	福祉医療貸付事業（債権管理）	S	45
	評価項目 8	福祉医療経営指導事業	A	51
Part 3	評価項目 9	社会福祉振興助成事業	A	58
	評価項目10	退職手当共済事業	S	68
	評価項目11	心身障害者扶養保険事業	A	73
	評価項目12	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）	A	81
Part 4	評価項目13	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	A	87
	評価項目14	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	A	93
	評価項目15	財務内容の改善に関する事項	A	97
	評価項目16	人事に関する事項	A	103

Part 1

法人全体の業務運営の改善に関する事項

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

【評価項目1】

2 業務管理（リスク管理）の充実

【評価項目2】

業務運営の効率化に関する事項

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

【評価項目3】

2 経費の節減

【評価項目4】

法人全体の業務運営の改善に関する事項

評価シート

P1~5

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

【評価項目1】

自己評価 S

【評価項目1の総括】

トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効率的に開催し、重要案件に対し迅速かつ的確に経営判断するとともに、役員連絡会を開催することにより、年間を通じて組織内での情報共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。

業務運営体制の整備については、社会福祉法人の経営高度化等に向けた経営支援機能強化のための組織見直し、金融庁検査の導入を見据えた更なるガバナンスの高度化等に向けた組織体制の整備等を平成26年4月から実施することを決定し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を図った。

特に、ガバナンスの高度化への取組みについては、各部横断的に対応するために設置したガバナンス高度化推進室と業務管理課、企画室等との連携により、金融検査マニュアルに基づき、機構全体のガバナンスの仕組みを高度化し、平成26年4月から適用できるよう規程体系等の整備を行った。

東日本大震災への対応については、引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するために多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、WAMの総力を挙げて支援に務めた。

以上のことから、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備に資する取組みを定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。

【評価項目1の総括】（つづき）

■業務運営体制の継続的見直し（#1）

- 平成26年度の業務運営体制について、以下の組織見直しを決定
 - ・ 社会福祉法人の経営高度化等に向けた経営支援機能強化のための経営支援室の組織見直し
 - ・ 金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの更なる高度化等に向けた組織体制整備
 - ・ 特に、金融庁検査等の導入を見据えた対応として、貸付債権の適正管理及びリスク管理債権の未然防止を図るため、債権管理部門にモニタリングを専門に行う部署を新設したほか、ガバナンスの高度化に向け監査機能の強化に必要な態勢を整備するため、監査課を設置

■経営企画会議・役員連絡会の運営（#2）

- トップマネジメントを補佐する経営企画会議を23回開催し、重要案件へ迅速・的確に経営判断するとともに、組織内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図るため、役員連絡会を43回開催し、重要事項等に迅速かつ的確に対応

■業務間の連携強化（#3）

- 福祉と医療の連携を支援するための「業務間連携強化プロジェクト」を9回開催し、機構の総合力強化を図るための取組みについて検討を実施
- ガバナンス高度化推進室と業務管理課、企画室等が連携の上、機構全体のガバナンスの仕組みを高度化し、平成26年度から適用できるよう規程体系等を整備
- 東日本大震災への対応については、引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するために必要な資金の融資や優遇措置の実施、東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを各部が連携して開催するなど、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、機構の総力を挙げて支援

業務運営体制の継続的見直し（#1）

評価の視点

福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。

平成26年度の業務運営体制にかかる組織見直し状況

経営サポートセンターの設置

社会福祉法人の経営高度化等に向けた経営支援機能強化のための経営支援室の組織見直しを実施

社会福祉法人の経営高度化等を支援

ガバナンス態勢の充実・強化

金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの強化等に向けた組織体制を整備
(債権管理部門にモニタリング専門部署を新設等)

ガバナンスの更なる高度化

助成事業部の組織見直し

助成事業の効率化による組織のスリム化、NPOの相談支援、ガバナンス強化に対応した組織見直しの実施

NPOの相談支援・ガバナンス強化

広報課の設置

広報機能を強化するための組織体制を整備

広報機能を強化

業務実態を踏まえ、効率的かつ効果的な業務運営を行うための組織見直しを継続的に実施するとともに、ガバナンスの更なる高度化の推進に向けた組織体制を整備

経営企画会議等の運営（#2）

評価の視点

トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。

— 経営企画会議（平成15年10月設置） —
《トップマネジメントを強力に補佐し、業務運営の効率化を図ることを目的に設置》

◆平成25年度における経営企画会議の運営◆

重要事項への対応

平成25年度進捗・
理事長示達

全役員による平成25
年度重点目標の指示

平成26年度計画
の策定

平成24年度
業務実績評価の検証

年金担保貸付事業の
貸付金利の検証 等

業務進捗状況等の監視

QMSに基づき定期的に業務の進捗状況
及びプロセスの監視を実施

理事長所感

理事長の経営姿勢や考え方を
役職員に周知徹底

— 役員連絡会（平成23年4月設置） —

組織内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底

《理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進》

機構の重要事項に関して
トップマネジメントを強力に発揮

モニタリングを通じて
効率的・効果的な業務運営を実施

組織横断的な議論の実施
組織全体で問題意識を共有

トップマネジメントを補佐する経営企画会議（23回）及び役員連絡会（43回）を開催し、重要案件等へ迅速・的確に対応するとともに、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を実施

業務間の連携強化（#3）

評価の視点 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。



民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、各事業部門の連携を強化することにより、お客さまの目線に立ったサービス提供を推進

2 業務管理（リスク管理）の充実

【評価項目4】

自己評価 S

【評価項目2の総括】

平成26年度から実施するガバナンスの更なる高度化のための態勢構築に向けて、金融検査マニュアルに基づき、各業務にかかるリスクと統制レベルのマトリックスによるリスク対応計画の全面的な見直しや内部統制基本方針等の規程体系等の策定を行うとともに、監査機能の強化に必要な態勢（規程整備や監査手法の見直しなど）を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施した。また、平成26年度からのガバナンス態勢において、リスクカテゴリー別のリスク管理を行うために統括管理責任部署を設置したほか、リスク管理上のモニタリング等を行うガバナンス委員会を設置するなどガバナンス高度化への態勢整備を推進した。

情報セキュリティ対策の推進については、電子メール送信時における情報漏えい事故発生への未然防止策の導入、全役職員向けの情報セキュリティ研修を実施するとともに、セキュリティ研修内容に係る理解状況の確認を行うため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施したほか、災害発生時における情報資産の安全性確保の観点から、災害発生を想定した情報システム等の被害状況確認等に係る訓練を実施するなど情報セキュリティ対策の強化を図った。

品質マネジメントシステムの運用については、全部署に対し、リスク管理及び業務の継続的改善に重点化した内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うとともに、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、改善実施計画の進捗管理を行い、業務改善の推進及びリスクの抑制を図った。

さらに、業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、引き続き、意見提案箱制度の運用を行い、投稿された意見、提案について、対応可能なものから実施したほか、仕事と子育ての両立を図ることができる働きやすい環境整備の推進として、平成25年7月に次世代認定マーク「くるみん」を取得するなど、役職員が一丸となって業務改善の推進に努めた。

以上のとおり、平成25年度においては、平成26年度から実施する更なるガバナンス態勢の構築に向けた態勢整備を推進するとともに、役職員が一丸となって業務改善の推進に努めており、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。

【評価項目2の総括】（つづき）

■内部統制の更なる充実（#4）

- 平成26年度から実施するガバナンスの更なる高度化に向けて各部横断的に対応するために設置したガバナンス高度化推進室と各部との連携により、新たなガバナンス態勢を整備
- 金融検査マニュアルに基づき、各業務にかかるリスクと統制レベルのマトリックスによるリスク対応計画の全面的な見直しを実施するとともに、規程体系等を策定
- 平成26年度からのガバナンス態勢において、リスクカテゴリー別のリスク管理を行うため、統括管理責任部署を設置するなどの態勢を整備
- 平成26年度から実施するリスク管理上のモニタリング等を行うガバナンス委員会の設置整備
- ガバナンスの高度化に向け監査機能の強化に必要な態勢（規程整備、監査手法見直し等）を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施

■情報セキュリティ対策の推進（#6）

- 外部への電子メール送信時における情報漏えい事故発生の未然防止策の導入
- 全役職員向け情報セキュリティ研修（e-ラーニング方式）を実施
- セキュリティに係る理解状況の確認を行うため、標的型攻撃メール対処訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を実施
- 災害発生時における情報資産の安全確保の観点から、災害発生を想定した情報システム等の被害状況確認等に係る訓練を実施

■業務改善活動の活性化（#8）

- 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を図るため、引き続き、意見提案箱制度の運用を行い、投稿された意見・提案について対応可能なものから実施
- 職員が仕事と子育ての両立を図ることができる働きやすい環境整備の推進として、平成25年7月に次世代認定マーク「くるみん」を取得

内部統制の更なる充実（#4）

評価の視点

業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、ガバナンスの更なる高度化を図っているか。

ガバナンス高度化推進室の設置（H25.4～）

各部の総括課長等により構成する同推進室において新ガバナンス態勢を構築

リスクアセスメントの実施

法令遵守、顧客保護、リスク管理について、全事業のリスク・アセスメントを実施

リスク対応計画の見直し

リスク・カテゴリーごとのギャップ分析シートを用いたリスク対応計画の全面的見直しを実施

ガバナンス委員会の設置

理事長を委員長とするガバナンス委員会を設置し、各リスクのモニタリングを定期的に行う仕組みを構築

規程等の整備

内部統制基本方針、各リスクにかかるリスク管理方針、規程、取扱要領、マニュアルを制定及び改正

統括管理責任部署の設置

信用リスク等、リスク・カテゴリーごとに、統括管理責任部署を設置し、責任の所在を明確化

従来の委員会

コンプライアンス委員会

リスク管理委員会

個人情報管理委員会

機能を集約

ガバナンス委員会

態勢の実効性の確認や態勢上の弱点及び問題点に係る検証を実施

金融検査マニュアル

- ◆ 取締役会等は、金融円滑化、法令遵守、顧客保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報等を適時に取得する態勢を整備しているか。（12ページ）
- ◆ 取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。（29ページ）

統括管理責任部署

各部において所管する各リスク等の管理状況等についてガバナンス委員会に付議・報告を行う

金融検査マニュアル

- ◆ 管理者は、取締役会に対し、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。（56ページ）

平成26年度から実施するガバナンスの更なる高度化のための態勢構築に向けた整備を推進

ALMシステムの活用（#5）

評価の視点

ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。

法人運営に伴い発生する財務上のリスクを把握

◆ALM分析の実施◆

平成24年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティラダー、デュレーションギャップ）を実施

◆予算要求・財投機関債発行に資する分析◆

財投機関債発行等条件の検討に資する分析実施

ALM分析の結果、デュレーションギャップは過去の数値と概ね同程度の値であり、金利リスクについては特に問題がない状況であることを確認

情報セキュリティ対策の推進（#6）

評価の視点

情報セキュリティ対策の充実を図っているか。

情報セキュリティ対策の推進

電子メール送信時における
情報漏えい事故発生の
未然防止策を導入

(H25.4)

e-ラーニングによる
情報セキュリティ
研修を実施

(H25.8・11・H26.2)

<模擬メールによる訓練>
標的型攻撃メール
対処訓練を実施

(H25.9・10・12)

災害発生を想定した情報シ
ステム等の被害状況確認等
に係る訓練を実施

(H25.9)

情報セキュリティ対策として、外部への電子メール送信時における情報漏えい事故発生の未然防止策の導入、標的型攻撃メールへの対処訓練やe-ラーニング方式による情報セキュリティ研修等を実施

業務改善活動の活性化（#8）

評価の視点

職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。

《業務改善活動の活性化への取組み》

理事長による 幹部職員全員 との意見交換	意見提案箱制度	次世代認定マーク 「くるみん」 の取得
今後の事業の在り方や職員の育成方針などについて、理事長自らが幹部職員全員と面談のうえ意見交換	職員から意見・提案を常時募り、業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上を推進	職員が仕事と子育ての両立を図ることができる、働きやすい環境を整備

業務改善活動の推進

次世代認定マーク「くるみん」を取得しました！

福祉医療機構（WAM）は、平成25年7月17日付で厚生労働省より次世代育成支援対策推進法第13条に基づく基準適合一般事業主に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得しました。

WAMでは、職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全てのWAM職員がその能力を十分発揮できるようにするために行動計画を策定、推進してきましたが、このたび平成23年4月1日～平成25年3月31日に定めた目標を達成、認定基準を満たしたことから「くるみん」の取得に至りました。



業務改革・職場環境の整備に向けた取り組みを奨励することで職員の意識改革・意欲向上を推進するとともに、業務改善活動の活性化を図り、お客さま満足の追求を推進

業務運営の効率化に関する事項

評価シート

P12~15

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

【評価項目3】

自己評価 A

【評価項目3の総括】

■業務・システム最適化計画に基づく効率化等（#9）

- 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業等に係る入力作業等の委託業務の調達にあたり、データ作成精度に係るサービスレベルを設定した調達仕様書を作成
- 委託業者選定後は、CIO補佐官の支援を受け作成した「実施計画書点検リスト」に基づき実施計画書の内容点検を行うことにより、作業実施の効率化を図るとともに、外部委託業務を適正に管理

■情報化推進計画に基づくシステム改善（#10）

- 第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価及び見直し方針を踏まえ、第3期中期計画期間における情報化推進計画を策定
- 福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム及びWAM NET等の改修を実施し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援

■情報化推進体制の強化等（#11）

- IT技術に精通した人材の長期安定的確保のため情報システム部門専門職コースを新設

■職員研修の実施（#12）

- 職員のITリテラシーの向上を図るため、CIO補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施（延べ受講者数633人）

業務・システム最適化計画に基づく効率化等（#9）

評価の視点

業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減等を図っているか。

業務・システム最適化計画（平成20年2月策定）

CIO補佐官の支援

計画に基づき
経費節減・契約見直し等

CIO補佐官から助言

各種の最適化対象システムにおける取組状況（平成25年度）

退職手当共済事業・年金担保貸付事業・承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務

調達仕様書の作成

- 応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮
- 明瞭かつ詳細な要件及びサービスレベルの設定

安定した業務の質を確保

実施計画の点検

- CIO補佐官の協力による実施計画書点検リストの作成
- 業務運営のスケジュール等適正に記載されているか内容の点検

外部委託業務の適正な管理

退職手当共済事業等に係る入力作業等の委託業務の調達にあたって、業務の安定性と質を確保

情報化推進計画に基づくシステム改善（#10）

評価の視点

業務の実施を効率的かつ安定的に支援するために、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善に努めているか。

第3期中期計画期間における情報化推進計画（平成25年4月策定）

計画に基づき継続的に改善

福祉医療貸付総合電算
システム改修
（平成26年3月）

福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業における
融資条件の変更に対応

WAMNET改修
（平成25年8月）

福祉保健医療情報
サービス事業

障害者総合支援法
施行に対応

年金担保資金
貸付システム改修
（平成26年3月）

年金担保貸付事業

システムで使用する
電子記録媒体の見直し
に対応

福祉医療貸付事業の貸付総合電算システム及びWAMNET等の改修を実施し、業務の実施を効率的かつ安定的に支援

情報化推進体制の強化等（#11、12）

評価の視点

- 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。
- 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。

◆情報化の進展により変化する諸環境への対応が必要◆

IT技術に精通した
人材の育成

ITに関する技能の習得を推進

情報管理担当部署の
専門性の向上

教育・訓練プログラムに基づき
外部研修を受講（15回）
情報システム部門専門職コース
を新設

職員のITに関する
知識習得を推進

CIO補佐官による
ITに関する知識習得のための
全役職員研修を実施
（3回、受講者数89人）

職員のITリテラシー
の向上を推進

OA研修
（延べ受講者数484人）、
業務システム操作研修等を実施
（延べ受講者数60人）

IT技術に精通した人材の育成及びITに関する技能の習得を推進するなど、情報化の進展に対応できる体制を整備

2 経費の節減

【評価項目4】

自己評定 A

【評価項目4の総括】

■業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減（#13）

- 事務の効率化及び経費の節減の観点から、業務方法の見直しによってコスト削減を図るとともに、各職員に対するコスト意識を徹底

■随意契約の適正化（#14）

- 随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、随意契約の適正化を推進 ➡ 随意契約件数 平成20年度22件 ⇒ 平成25年度4件

■一般管理費等の節減（#15）

- 一般管理費等については、効率的かつ効果的な執行に努めた結果、一般管理費は11.5%、業務経費は43.9%の節減

■給与水準の検証結果（#16）

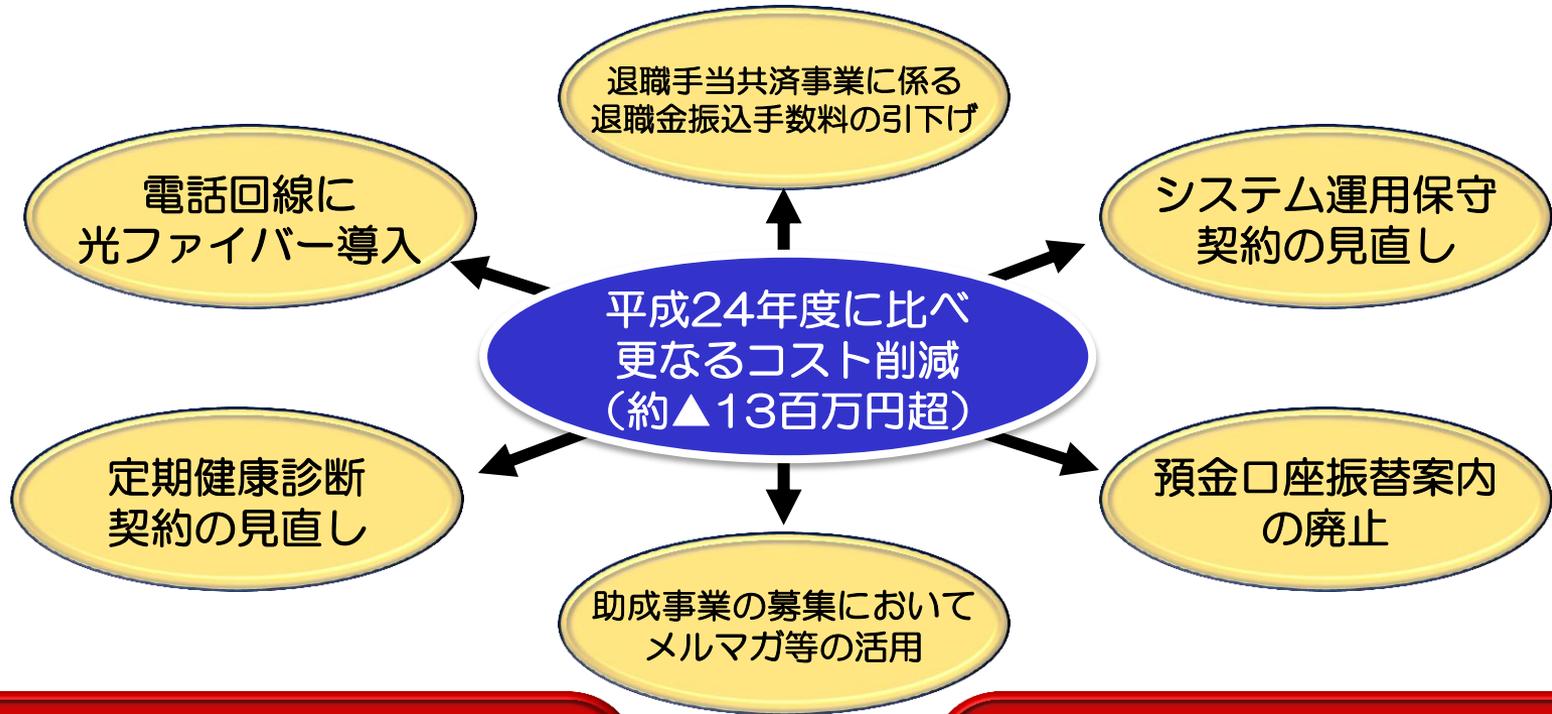
- 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、以下の事項を実施
 - ・ 国家公務員に準じ、55歳超の職員に対する昇給停止措置を実施
 - ・ 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置を引き続き実施 等
- [ラスパイレス指数] 24年度：100.4ポイント、25年度：101.0ポイント

業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減（#13）

評価の視点

業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。

業務方法の改善等による事務の効率化及び経費の節減



《取組効果①》
年間約▲13百万円超のコスト削減

《取組効果②》
各職員のコスト意識の徹底

事務の効率化及び経費節減の観点から、各種取組みを実施しコスト削減を図るとともに、各職員に対するコスト意識を徹底

随意契約の適正化（#14）

評価の視点

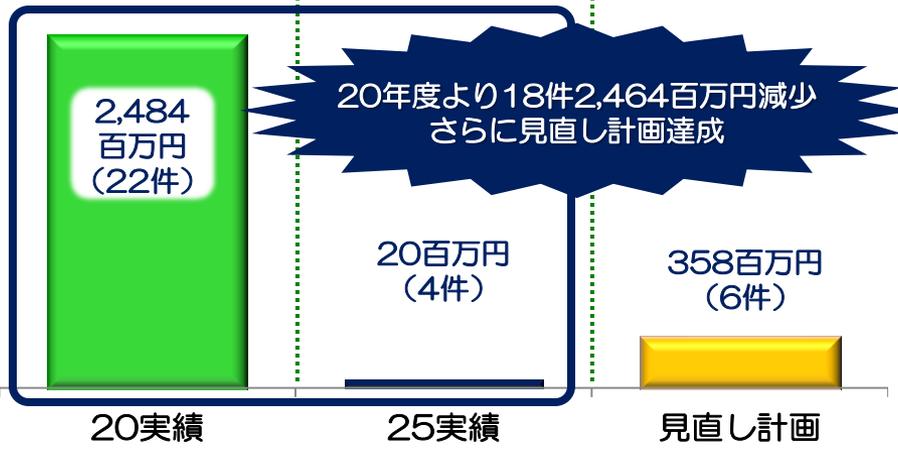
随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。

随意契約等見直し計画 （平成22年4月策定）

（単位：件、億円）

区分	平成20年度実績 （参考）		平成25年度実績		見直し計画 （参考）	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	47.4%	34.3%	81.6%	85.6%	59.0%	77.7%
企画競争・公募	37	15.8	31	5.4	46	35.7
競争性のある契約 （小計）	24.4%	11.7%	7.9%	11.2%	33.3%	14.5%
競争性のない 随意契約	19	5.4	3	0.7	26	6.7
合計	71.8%	46.0%	89.5%	96.8%	92.3%	92.2%
	56	21.1	34	6.1	72	42.4
競争性のない 随意契約	28.2%	54.0%	10.5%	3.2%	7.7%	7.8%
	22	24.8	4	0.2	6	3.6
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	78	46.0	38	6.3	78	46.0

競争性のない随意契約



随意契約等見直し計画の取組状況

企画競争・公募について
一般競争への移行を推進

契約に係る規程類の整備
（平成20年度措置済み）

契約審査会において契約方式
及び仕様書の妥当性等を審議

一者応札・応募の見直し
（公告期間の確保等）

（各種の取組みを着実に実施した結果）

平成25年度随意契約（4件20百万円）の内容

- 業務システムの運用・保守関連 3件 17百万円
- 財務諸表等の官報掲載 1件 3百万円

※真にやむを得なく随意契約となったもののみ

随意契約等見直し計画に基づく取組みを着実に実施し、随意契約の適正化を推進

一般管理費等の節減（#15）

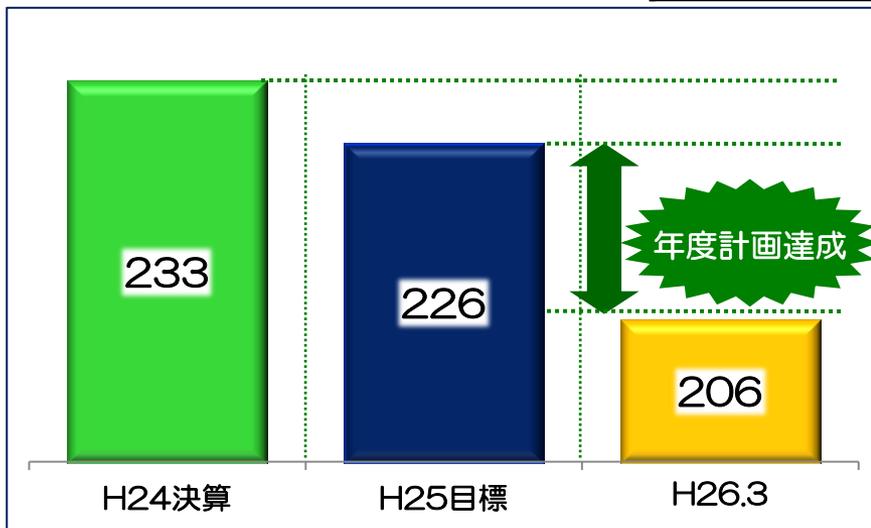
評価の視点

一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。
 （中期目標：平成24年度と比べて一般管理費15%程度、業務経費5%程度の額を節減）

一般管理費（節減対象経費のみ）

平成25年度実績

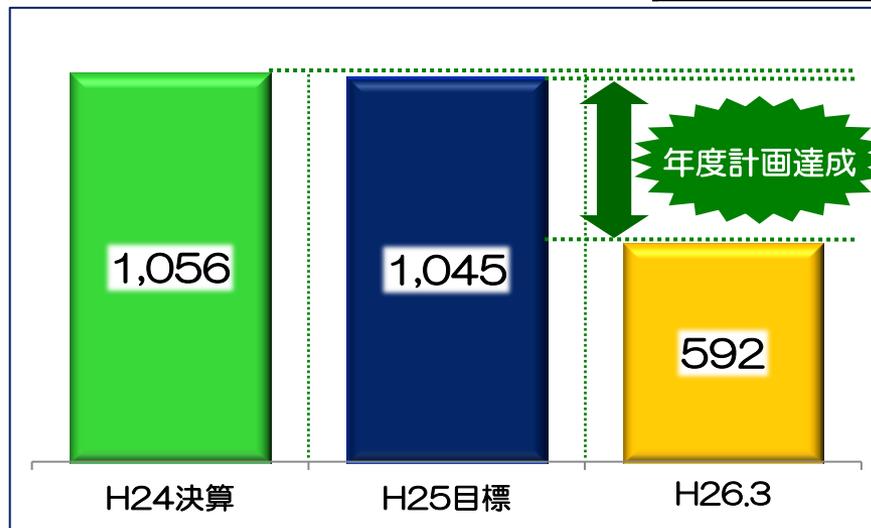
区分	H24年度 (基準)	H25年度 (目標)	H25年度 (実績)
金額 (百万円)	233	226	206
節減率 (%)	-	▲3	▲11.5



業務経費（節減対象経費のみ）

平成25年度実績

区分	H24年度 (基準)	H25年度 (目標)	H25年度 (実績)
金額 (百万円)	1,056	1,045	592
節減率 (%)	-	▲1	▲43.9



※ 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。

給与水準の検証結果（#16）

評価の視点

- 国家公務員等と比較して適切な水準となっているか。
- 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取り組んでいるか。

《ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴差勘案）の推移》



国家公務員との比較

年齢・地域・学歴勘案101.0（職員宿舍全廃に伴う影響額控除後100.4[※]）※ 試算値

◆ 国家公務員の給与水準を上回る理由 ◆

在職地が大都市圏

国家公務員は全国平均であるが、当機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）

大学卒業以上の比率が高い

国家公務員の大学卒以上の比率は54.1%であるのに対し、当機構は88.3%と学歴構成による差がある

民間の金融部門等の給与実態を勘案

政策金融が事業の中核であることから、民間の金融部門等の給与実態を勘案し必要な人材を確保

職員宿舍全廃に伴う住居手当の増加

事務事業の見直しの基本方針に基づき職員宿舍を全廃したことに伴い、宿舍退去者への住居手当支給額が増加

給与水準の検証

- 支出予算総額（25年度）のうち国からの財政支出の割合は18.7%
- 支出予算総額（25年度）のうち給与等支払総額の割合は0.9%であり、前年度と同じ割合。

支出予算総額	1,948億円	—
国からの財政支出	364億円	18.7%
運営費交付金	33億円	1.7%
給与等支払総額	18億円	0.9%
補助金・利子補給金等	331億円	17.0%

○ 累積欠損はなし。

給与水準についての説明

【人件費削減に係る取組状況】

- 平成16年度において全職員の昇給を停止
- 平成17年1月に本俸基準表を引下げ（平均▲5.3%）
- 組織のスリム化（平成16年度から平成23年度まで）
【ポスト削減状況：部長▲4、次長▲2、課長▲10】
- 平成22年4月に本俸基準表を引下げ（平均▲1.0%：機構独自措置）
- 平成23年4月に本俸基準表を引下げ（平均▲1.0%：機構独自措置）
- 平成23年4月に55歳超の職員（3等級（係長級）以下を除く）の本俸、役職手当等の支給額について国を上回る引下げ（国▲1.5%：機構▲2.0%）
- 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引上げ18%（東京都特別区）としたが機構は12%に据え置き抑制を継続
- 平成24年度から引き続き国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施

【大卒以上の割合】88.3%

組織のスリム化の推進や機構独自の人件費削減措置等、給与水準の適正化に向けて必要な措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は適正な水準を維持

Part 2

業務の質の向上に関する事項

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

【評価項目5】

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

【評価項目6】

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

【評価項目7】

4 福祉医療経営指導事業

【評価項目8】

業務の質の向上に関する事項

■ 福祉貸付事業

【事業の概要】

国の福祉政策に即して地域における民間の社会福祉施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援

(1) 福祉政策の課題

国民が安心して暮らせる福祉社会を実現するためには、高齢化等によるニーズの増大に対応して、地域の福祉施設の整備・更新を継続的に行うことが不可欠

(2) 政策融資の必要性

社会福祉法人は、厳しい財政状況の中で地域の多様な福祉ニーズに応じた施設の新設や概ね30年ごとに施設の改築を行うためには、長期・固定・低利による政策融資が必要

(3) 福祉貸付事業の融資の方針

国の福祉施策に即した政策優先度の高い施設整備や、地域のニーズに応じた施設整備に対して融資条件を優遇するとともに、地域住民の利用するサービスの質の向上につながる政策融資を実施

(4) 東日本大震災の被災地支援

東日本大震災において被災した社会福祉施設等の復旧、復興を円滑かつ迅速に推進するために必要な復旧資金等の融資及び貸付条件の優遇措置を実施



1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

【評価項目5】

自己評価 S

【評価項目5の総括】

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の推進する介護基盤の緊急整備及び保育所整備等について優遇融資を実施した結果、審査額、貸付契約額及び資金交付額の全てにおいて過去最高額を更新するなど、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援した。

また、都市部における社会福祉施設の整備の促進及び保証人不要制度の相手方の拡充等の導入を図るなど時宜に応じた融資を行い、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備した。

東日本大震災において被災された社会福祉施設等に対し、平成25年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧・復興貸付の周知を行うとともに、審査・資金交付にあっては最優先で実施するなど、被災地における災害復旧・復興資金に対する高い資金需要に迅速かつ的確に対応し、また被災地での融資相談会や地方自治体等との意見交換を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図ることで被災施設等の復旧を支援した。

以上のとおり、平成25年度においては、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援する取組みを定めた年度計画を達成する実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の基盤整備を支援することができた。

■福祉貸付事業の実績（#17）

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、利用者ニーズに迅速・的確に対応し、地域における福祉基盤の整備等に貢献
 - ☞ 貸付契約額 2,538億円、資金交付額 2,315億円、審査額 3,347億円

■福祉貸付事業に係る政策適合性及び重点化（#19）

- 介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、消防用設備の整備等に対する優遇融資
- 社会福祉施設等の整備促進を支援するため、都市部における社会福祉施設等の整備事業に対し貸付条件の優遇を行う融資制度を創設

■東日本大震災への対応（#20）

- 貸付条件の優遇措置の実施、被災地での融資相談会の開催等、被災された社会福祉施設等を支援
 - ☞ 災害復旧資金50件172億円

■審査業務の事務処理期間短縮（#24）

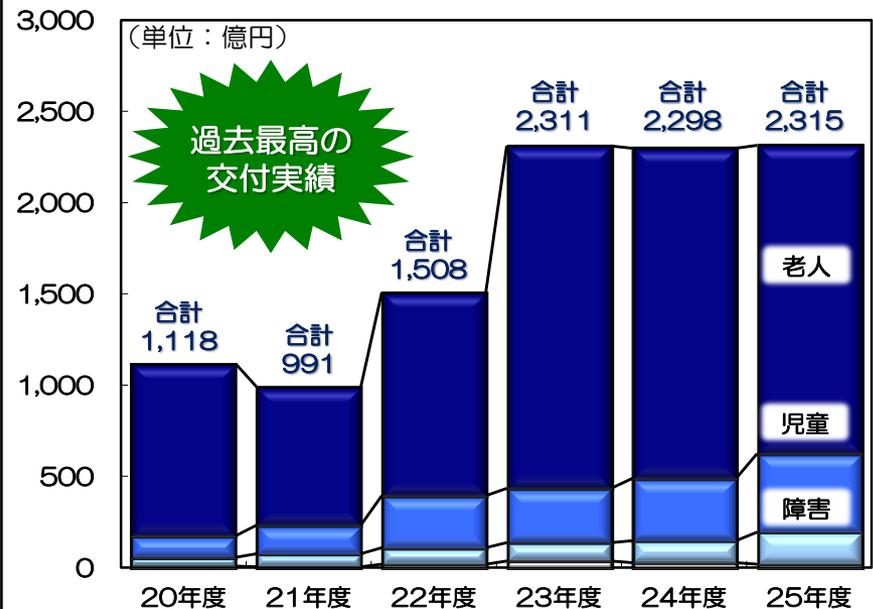
- 審査業務の平均処理期間を短縮≪年度目標30日以内≫ ☞ 平成25年度28.2日

福祉貸付事業の実績（#17）

貸付契約状況の推移



資金交付状況の推移



貸付契約実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
老人	841	759	1,274	1,998	1,633	1,917
児童	126	157	298	296	346	429
障害	59	66	96	115	101	175
その他	7	4	18	38	27	17
合計	1,033	986	1,686	2,447	2,107	2,538

資金交付実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
老人	943	759	1,113	1,876	1,810	1,691
児童	118	155	286	297	340	430
障害	49	72	90	101	120	174
その他	8	5	19	37	28	20
合計	1,118	991	1,508	2,311	2,298	2,315

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応した結果、貸付契約額及び資金交付額ともに過去最高の実績をあげ、地域における福祉基盤の整備等に貢献

福祉貸付事業における融資方針の策定（#18）

評価の視点

毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。



福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

【政策目的】

障害者等の自立支援

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

平成25年度融資方針

《基本的な取扱方針》

- 地域における福祉・介護サービス需要に対応した事業計画であるか、施設の収支差額で借入金の償還が可能な事業計画であるかについて十分確認
- 居住環境の質的向上に寄与する計画については積極的に対応

《貸付対象事業》

- 国、地方公共団体等の補助金・交付金の対象事業として採択された事業
- 福祉政策上必要となる事業、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業

《東日本大震災の被災地支援》

- 復旧・復興のための資金等の融資を迅速かつきめ細かに対応

福祉政策上、必要と認められる事業に融資

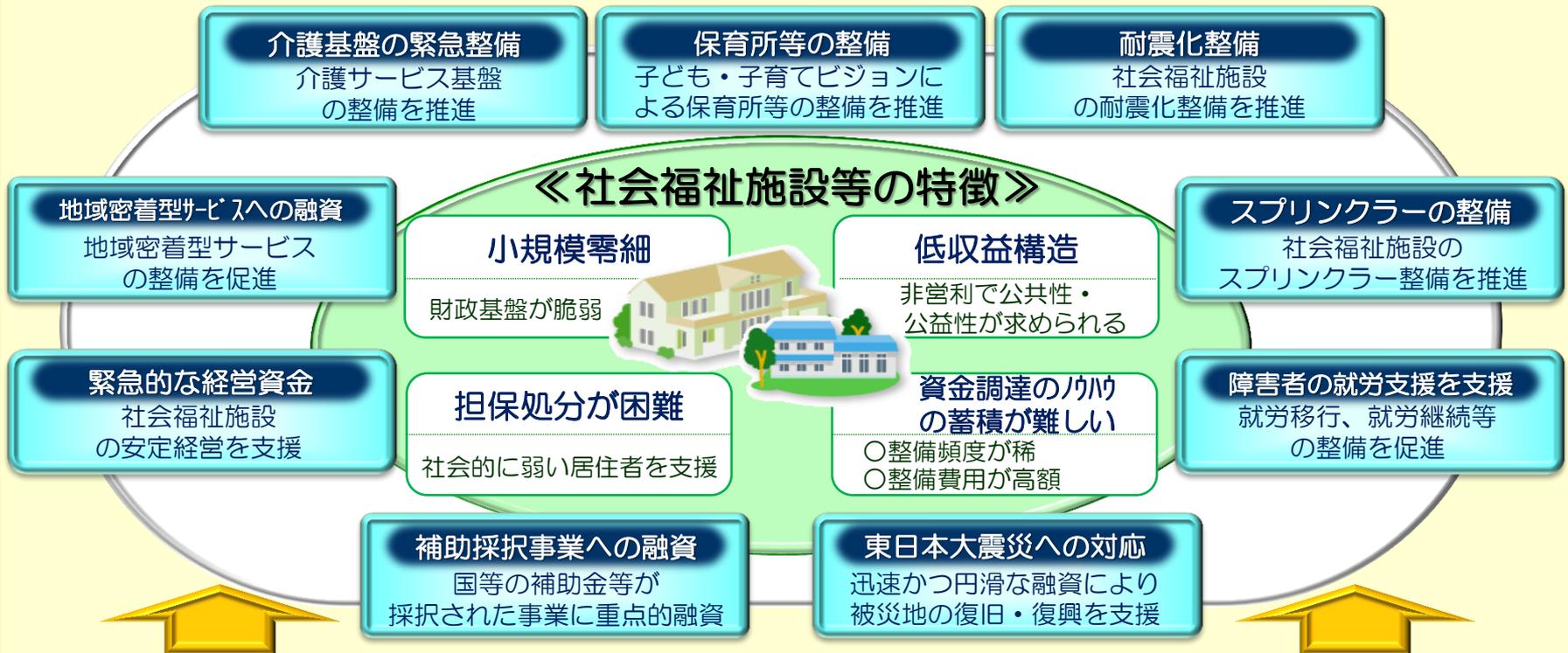
政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施するため、福祉貸付事業における融資方針を策定し、当該方針に基づき事業を実施

福祉貸付事業に係る政策適合性及び重点化（#19、20）

評価の視点

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。
 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施しているか。

社会福祉施設の特徴と福祉医療機構における主な支援の内容



WAM 国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の施設運営を支援

融資条件の優遇措置の内容と実績（主なもの）



468件
231,723百万円

◆介護基盤の緊急整備◆

介護サービス基盤の整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）

◆東日本大震災への対応◆

復旧・復興のための資金等の融資を迅速かつきめ細かに対応

- 災害復旧資金の優遇融資（融資率の引上げ、償還期間の延長等）
- 災害復興資金の創設（貸付利率の一定期間無利子化等）

50件
17,219百万円

46件
7,843百万円

◆耐震化整備◆

社会福祉施設の耐震化を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
 - 貸付利率の引下げ（当初5年▲0.5%※）
- ※財特法の場合、無利子

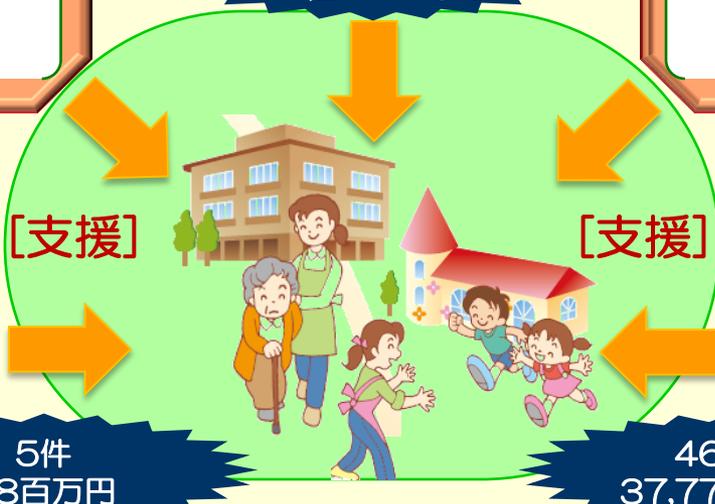
◆消防用設備の整備等◆

社会福祉施設の火°リッカラ°の整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ（当初5年▲0.5%）

5件
98百万円

[支援]



[支援]

◆保育所等の整備◆

保育所・放課後児童クラブ°の整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）

460件
37,776百万円

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、東日本大震災の復旧・復興への対応、介護基盤の緊急整備等について優遇融資を実施し、地域における社会福祉施設の安定的な経営を支援

◆利用者の利便性の向上を図るために創設（平成25年度から実施）◆

都市部における社会福祉施設の整備の促進に係る貸付け

介護施設等の整備が遅れている都市部^{※1、2}における社会福祉施設等の整備促進を支援するため、当該地域における整備事業に対し、融資率等の優遇を行う新たな融資制度を創設。

※1 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の地域（1都2府19県）

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

※2 全国の政令指定都市又は中核市

《都市部における施設整備を取り巻く現状》

地価が高額

土地不足

《緊急に整備が必要な事業》

特別養護老人ホーム、認知症高齢者GH、保育所
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

支援

指導・
監督

融資実行・債権管理

施設・事業認可等

UAM
福祉医療機構

連携

地方公共団体

◆優遇の内容◆

区分	従来	25年度より
○償還期間	20～30年以内	全施設30年以内
○据置期間	2～3年以内	全施設3年以内
○融資率	70～80%	90%

◆優遇の条件◆

- 都市部における整備事業であること
- 左に掲げる施設の整備事業であること
- 構造が耐火構造又は準耐火構造であること

143件 24,920百万円

社会保障・税一体改革成案による介護の将来像

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになる



特定有料老人ホームの
融資条件の拡充による支援

特定有料老人ホームの融資条件の拡充

特定有料老人ホーム（※）とは
…次に掲げる要件の全てに該当する有料老人ホーム

① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームに隣接

② 入所定員50人未満

③ 利用料が比較的低廉、かつ、利用料以外の費用負担なし

（※サービス付き高齢者向け住宅を含む）

① 「隣接対象施設」及び貸付対象法人を拡充（平成25年度）

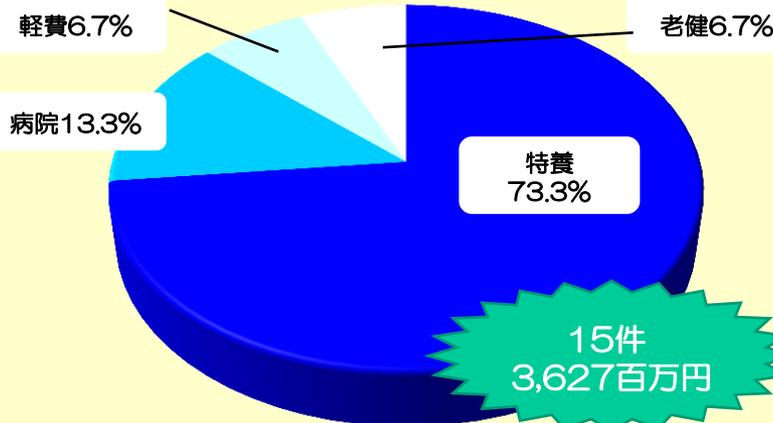
拡充の内容

区分	現行	平成25年度以降
貸付対象法人	社会福祉法人	社会福祉法人 日本赤十字社 医療法人 一般社団・財団法人
隣接対象施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 病院 介護老人保健施設

<その他の融資条件>

- 償還期間：20年以内（据置期間2年） ○ 融資率：70%
- 限度額：担保評価額×70% ○ 利率：1.4%（H26.4.1現在）

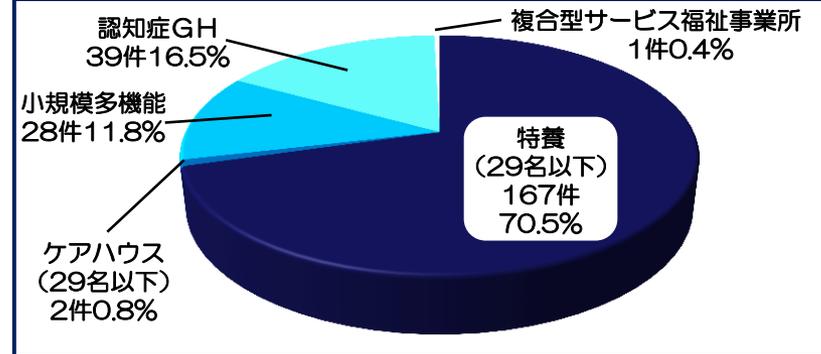
特定有料老人ホームへの融資実績（隣接対象施設別）



地域密着型サービスに対する融資

施設種類	審査件数
特別養護老人ホーム（29名以下）	167件
ケアハウス（29名以下）	2件
小規模多機能型居宅介護事業所	28件
認知症高齢者グループホーム	39件
認知症デイサービスセンター	0件
複合型サービス福祉事業所	1件
計	237件

地域密着型サービスに対する融資実績



介護保険制度改革に伴い、平成18年度から創設された小規模多機能型居宅介護事業等の「地域密着型サービス」に対し融資を実施

補助採択事業への融資

平成25年度審査1,286件⇒補助採択事業1,096件（85.2%）

施設種類	貸付審査の実績 （経営資金を除く）	うち 補助採択事業
老人福祉関係施設	554件	486件
児童福祉関係施設	503件	454件
障害者福祉関係施設	212件	145件
その他	17件	11件
計	1,286件	1,096件

[補助なし事業への融資]

補助金等の有無にかかわらず、次の事業については融資を実施

- 地域の整備計画に必要事業
- 施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業

福祉政策上、必要と認められる事業に融資

福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に重点的に融資を実施

福祉貸付における東日本大震災への対応（#20）

東日本大震災にかかる審査実績

施設の種類	平成25年度実績	
	件数	金額
老人福祉関係施設	29	15,469
うち特別養護老人ホーム	15	12,472
児童福祉関係施設	10	1,050
うち保育所	7	970
障害者福祉関係施設	10	692
その他	1	8
計	50	17,219

※単位：百万円

融資相談会等の実施

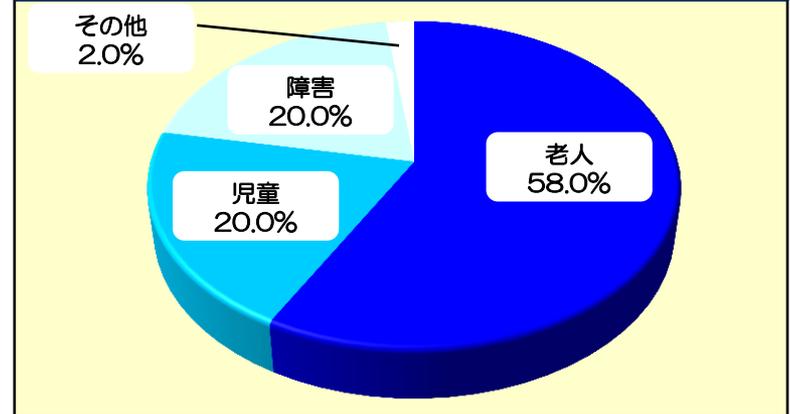
被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方自治体等との意見交換を実施するとともに、被災地における融資相談会及び個別訪問融資相談を積極的に実施し、被災地の復旧を支援

被災地での現地相談会：3か所・3回・42件

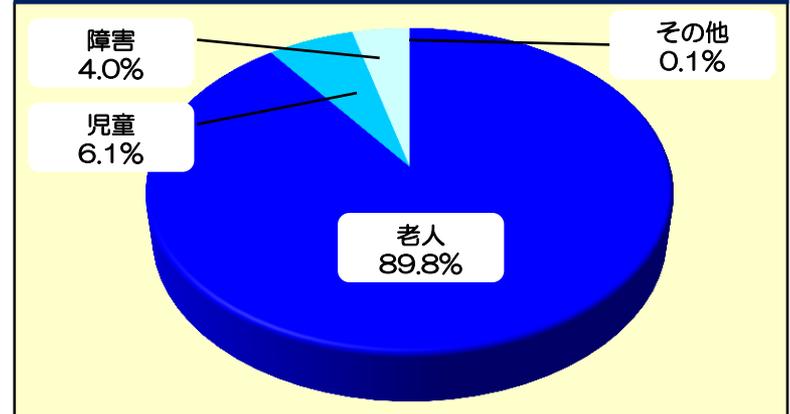
被災地への個別訪問相談等：21か所

地方自治体等との意見交換：5回

件数ベース



金額ベース



東日本大震災において被災された社会福祉施設等に対して、最優先での審査・資金交付対応を実施するとともに、被災地における融資相談会の開催及び個別訪問相談を実施するなど円滑、迅速かつきめ細かな対応により復旧を支援

利用者サービスの向上（#21）

評価の視点

利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。

事業計画の早期段階からの融資相談

セミナー等において個別融資相談会を実施するとともに（19回）、事業計画の早期段階（補助協議前など）から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言

「融資のポイント（ガイドライン）」の周知

借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関、地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知を積極的に実施

施設整備への支援（情報提供）

H21からH24に実施したユニット型特養調査結果から施設開設に当たって参考となる指標及び施設整備を検討する際に参考となる標準モデルを作成し、機構ホームページにて公表し、情報提供

提出書類の簡略化

貸付内定時及び事業完成時における顧客満足度に関するアンケートを実施し、その調査結果に基づき、提出書類の簡略化や融資条件等の改善に向けた取組みを実施

事業計画の早期段階から融資相談に応じ助言を行うとともに、融資のポイント（ガイドライン）の活用、施設整備に関する情報提供及び借入申込書類の簡素化を図るなど利用者サービスを向上

民間金融機関へのノウハウ等の提供（#22）

評価の視点

融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。

受託金融機関が開催する業務研修会・セミナー（2回）において、協調融資制度の案内を行うとともに社会福祉施設に関するデータ等の提供を行い、ノウハウの普及を実施

併せ貸しの一層の普及（#23）

評価の視点

- 併せ貸しの利用が進んでいない要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行っているか。
- 併せ貸し（協調融資）制度の充実を図り、制度の対象拡大について中期計画を達成しているか。
（中期計画：併せ貸し（協調融資）金融機関数受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大）

協調融資制度の対象拡大

H25年度における制度利用実績（経営資金と社会福祉法人以外を除く）

区分	審査件数	協調融資件数	利用率
老人	565件	262件	46.4%
児童	181件	27件	14.9%
障害	499件	30件	6.0%
その他	3件	1件	33.3%
合計	1,248件	320件	25.6%

【児童福祉関係施設、障害者福祉関係施設の特徴】

老人福祉関係施設と比べ、一般的に小規模な施設が多く総事業費が低いこと、また、国等からの補助金等も手厚いことから、民間金融機関からの借入金がなくとも資金計画が成り立つ案件が多いため、協調融資制度の利用率が低くなっている。



協調融資機関数の拡大方策

- ① 福祉関係団体等と制度の利用向上に向けた取組みについて意見交換を実施
- ② 顧客に対する制度説明を詳細に実施
- ③ 行政担当者説明会、受託金融機関業務研修会議等において制度説明を引き続き実施

協調融資制度の適切な運用

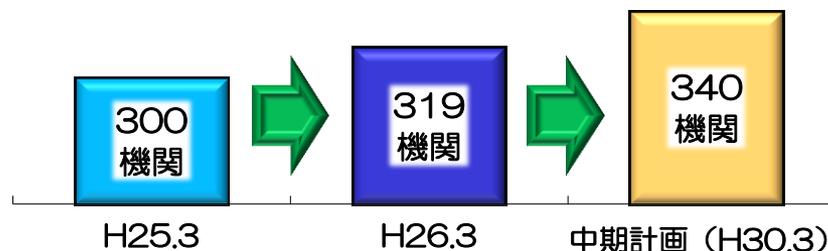
制度周知

- 受託金融機関業務研修会議での制度説明
- 全国地方銀行協会との意見交換と制度周知

覚書締結金融機関の拡大

- 受託金融機関（代理貸付）への覚書締結案内の送付 [参考]受託金融機関350機関

覚書締結金融機関数



制度周知や覚書締結金融機関の拡大を図り民間資金の活用を促進

◀ 審査・資金交付業務の事務処理期間短縮（#24）

評価の視点

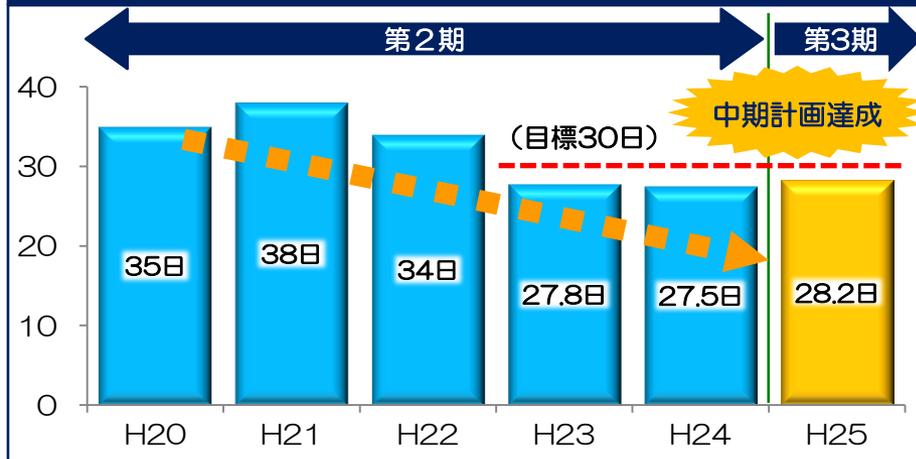
- 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。（中期計画：平均処理期間30日以内）
- 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。（中期計画：請求後15営業日以内）

審査処理期間の短縮

[目標] 30日以内 H23年度に75日以内から変更

[実績] 28.2日 **中期計画達成**
（特殊異例な案件を除く。）

【参考】審査処理期間の推移（H20～H25）



資金交付処理期間の短縮

資金交付した1,733件すべてにおいて、請求後15営業日以内に
 資金交付を実施

中期計画達成

審査処理期間、資金交付処理期間のいずれにおいても目標を達成し、利用者サービスを向上

医療貸付事業

【事業の概要】

国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援

(1) 医療政策の課題

国民皆保険と相俟って「誰でも、いつでも、どこでも」医療を受けられる体制を維持するためには、医療の進歩に対応して、医療施設等の整備・更新を継続的に行うことが不可欠

(2) 政策融資の必要性

医療法人は、厳しい財政状況の中で収入（診療報酬等）が抑制され、また、財政基盤が脆弱であり、施設の新設や概ね30年ごとに施設の改築を行うためには、長期・固定・低利による政策融資が必要

(3) 医療貸付事業の融資の方針

国の施策に即して医療施設等の整備を支援するため、政策優先度の高い施設整備や、資金調達が難しい施設整備に対して融資条件を優遇し政策融資を実施

(4) 東日本大震災の被災地支援

東日本大震災において被災した医療関係施設等の復旧、復興を円滑かつ迅速に推進するために必要な復旧資金等の融資及び貸付条件の優遇措置を実施



2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

【評価項目6】

自己評価 S

【評価項目6の総括】

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の推進する耐震化整備事業、地域医療再生計画に基づき実施する整備事業等について優遇融資を実施するなど、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援した。

また、施設整備等の予定者を対象とした融資相談会を開催するとともに、審査業務に係る平均処理期間を短縮するなど、利用者サービスの向上を図った。

東日本大震災において被災した医療施設等に対し、平成25年度も引き続き、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の周知を行うとともに、審査・資金交付にあっては最優先で実施するなど、被災地における災害復旧資金に対する高い資金需要に迅速かつ的確に対応し、また被災地での融資相談会や地方自治体等との意見交換を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図ることで被災施設等の復旧を支援した。

以上のとおり、平成25年度においては、国の医療政策に即して、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する政策融資を実施するとともに、引き続き、利用者サービスの向上に努めることで年度計画を達成する実績を上げ、地域における医療機関等の基盤整備を支援することができた。

■医療貸付事業の実績（#25）

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備等の融資について、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応した結果、審査額及び貸付契約額は前年度を上回る実績をあげ、地域における医療基盤の整備等に貢献

↳ 貸付契約額 1,735億円、資金交付額 1,444億円、審査額 1,996億円

■医療貸付事業に係る政策適合性及び重点化（#27）

- 病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づき実施する整備事業について優遇融資

■東日本大震災への対応（#28）

- 貸付条件の優遇措置の実施、被災地での融資相談会の開催等、被災された医療施設等の支援を実施

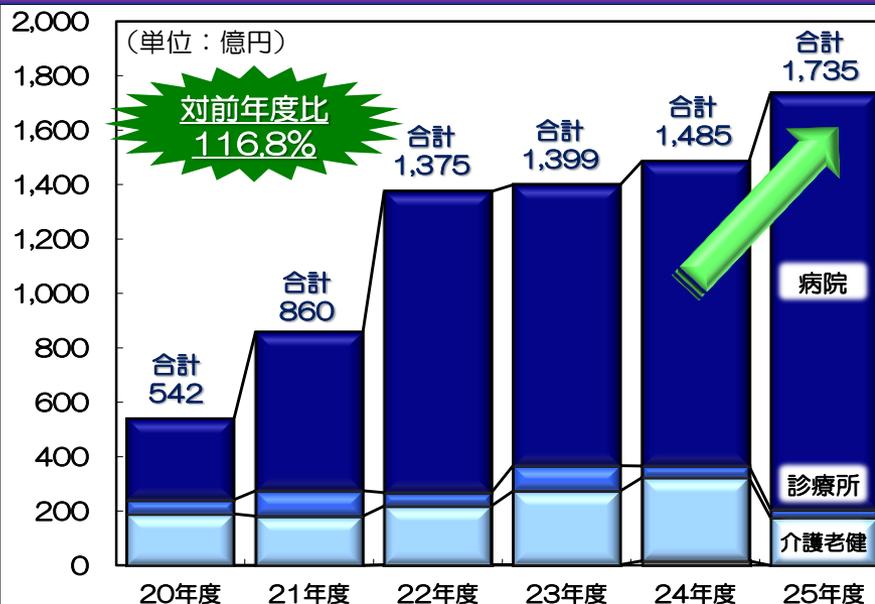
↳ 災害復旧資金 48件 194億円

■審査業務の事務処理期間短縮（#32）

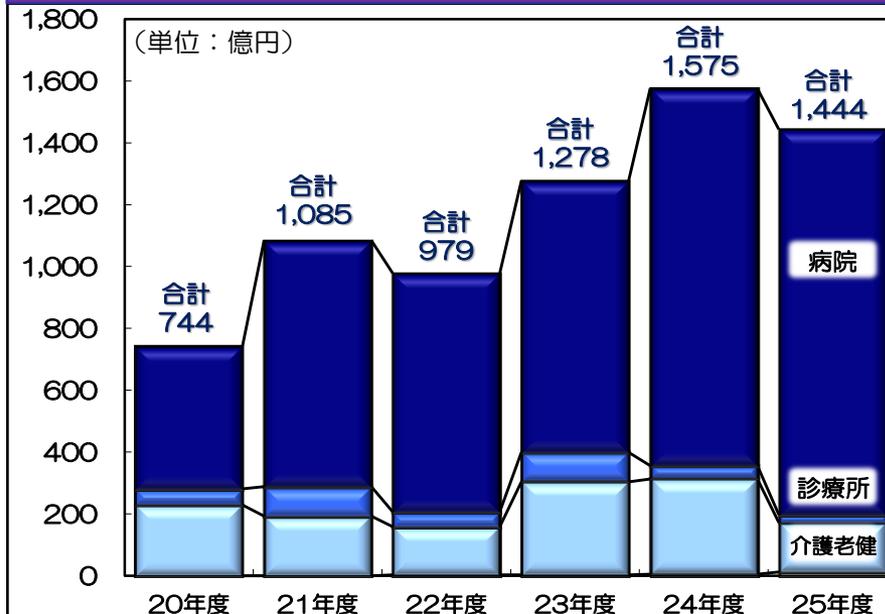
- 審査業務の平均処理期間を短縮<年度目標30日以内> ↳ 平成25年度19.4日

医療貸付事業の実績（#25）

貸付契約状況の推移



資金交付状況推移



貸付契約実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
病院	300	585	1,107	1,032	1,119	1,528
診療所	52	94	49	94	44	30
老健	190	180	216	270	305	177
その他	0	1	3	3	17	0
合計	542	860	1,375	1,399	1,485	1,735

資金交付実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
病院	463	797	772	879	1,219	1,246
診療所	52	95	48	95	43	25
老健	229	192	156	301	308	161
その他	0	1	3	3	5	12
合計	744	1,085	979	1,278	1,575	1,444

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応した結果、貸付契約額は1,735億円（対前年度116.8%）となり、前年度を上回る実績をあげ、地域における医療基盤の整備等に貢献

◆病院の施設整備に対する融資（78件）の特徴◆（#27）

医療の機能分化の推進（再掲）

《特定病院に対して優遇融資を実施》

特定病院	特定病院以外	合計
58件	20件	78件
74.4%	25.6%	100.0%

特定病院の種類

- ① 法人の開設する病院であって、次に掲げる病院
 ア 地域医療支援病院 イ 医育機関附属の病院（大学病院） ウ 臨床研修指定病院
 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で精神病床200床以上の病院
 オ 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院
 カ 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う病院のうち病床数100床以上の病院
- ② 療養病床を有する病院

厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から「融資限度額に特例を適用」し、特定病院の整備を支援

耐震化整備事業に対する融資（再掲）

耐震化整備	耐震化整備以外	合計
55件	23件	78件
70.5%	29.5%	100.0%

耐震基準を満たすための整備事業については、「貸付限度額の引上げ、融資率を優遇（95%適用）、貸付利率の引下げ」し、耐震化整備を推進

中小規模病院に対する融資（再掲）

200床未満	200床以上	合計
48件	30件	78件
61.5%	38.5%	100.0%

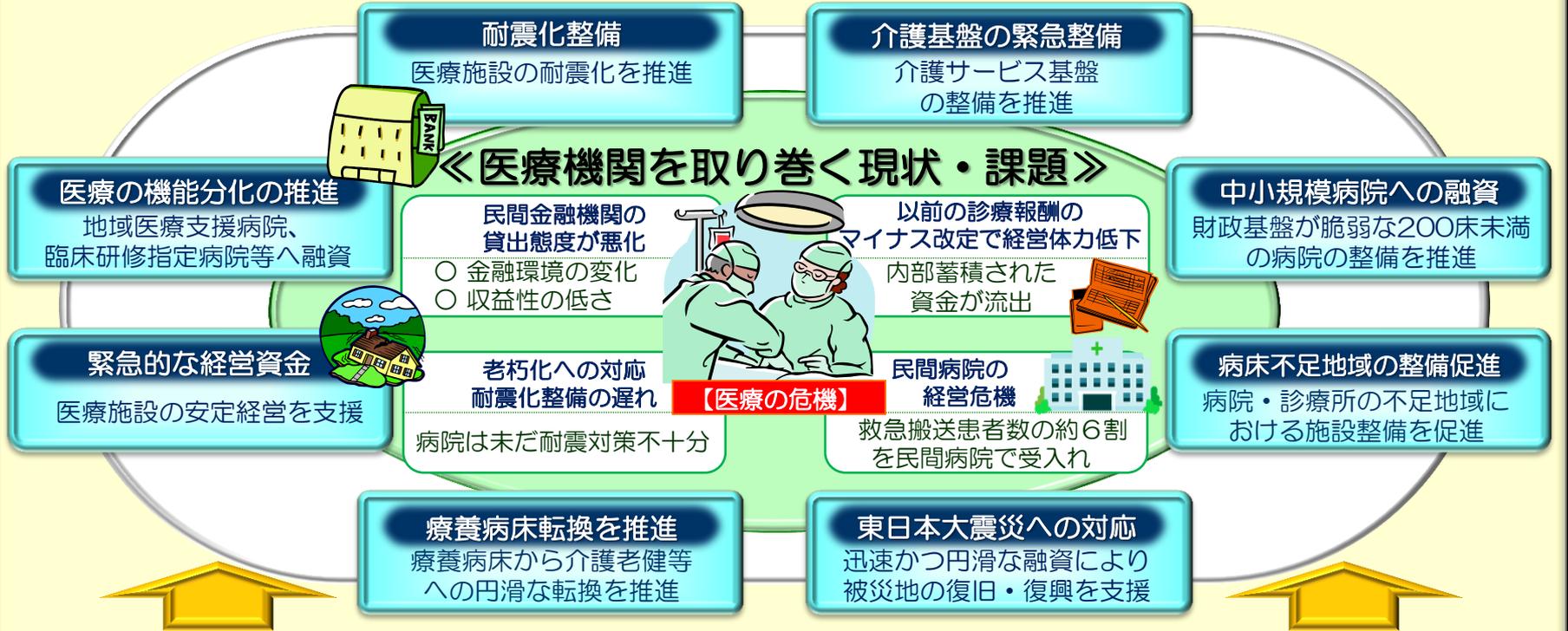
200床未満の中小規模病院は、財政基盤が脆弱で資金調達に困難を伴う傾向があることから、「融資率を優遇（90%適用）」し、施設整備を推進

医療貸付事業に係る政策適合性及び重点化（#27、28）

評価の視点

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。
特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施しているか。

医療機関を取り巻く現状・課題と福祉医療機構における主な支援の内容



WAM 国の医療政策に即して民間の医療機関等の施設運営を支援

融資条件の優遇措置の内容と実績（主なもの）

◆地域医療計画に基づく整備◆

地域医療再生計画に基づく
体制整備を支援

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 最優遇金利を適用
（財投イコール）
- 貸付限度額拡大
（総事業費－交付金）

3件
2,240百万円

◆東日本大震災への対応◆

被災地の復旧・復興を支援

- 災害復旧資金の優遇融資
（貸付利率の一定期間無利子化等）
- 機械購入・長期運転資金の優遇
（貸付利率の一定期間無利子化等）
等

48件
19,413百万円

◆耐震化整備◆

医療施設の耐震化を推進

- 融資率の引上げ（一律95%）
- 最優遇金利を適用
（当初5年▲0.5%）
- 貸付限度額拡大 等

55件
126,164百万円



国の医療政策に即して民間の医療機関等の施設運営を支援

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、東日本大震災の復旧・復興への対応、病院の耐震化整備等の優遇措置を講じた融資を実施し、地域における医療施設の安定的な経営を支援

医療貸付における東日本大震災への対応（#28）

東日本大震災にかかる審査実績

施設の種類	平成25年度実績	
	件数	金額
病院	14	16,830
診療所	30	1,528
介護老人保健施設	3	1,035
その他	1	20
計	48	19,413

※単位：百万円

融資相談会等の実施

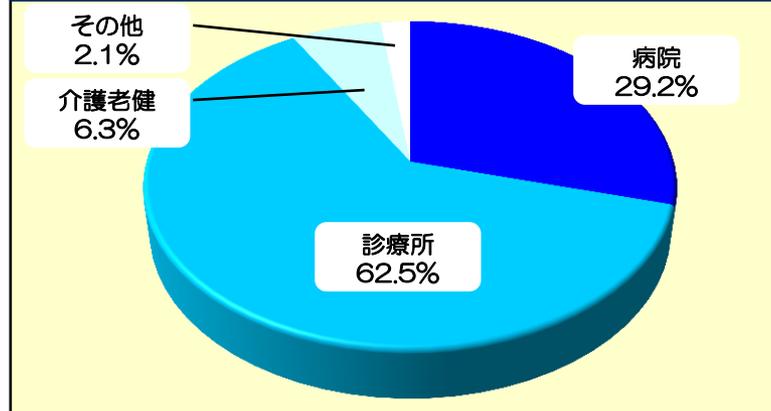
被災地におけるニーズを的確に把握するため、地方自治体等との意見交換を実施するとともに、被災地における融資相談会及び個別訪問融資相談を積極的に実施し、被災地の復旧を支援

被災地での現地相談会：3か所・5回・7件

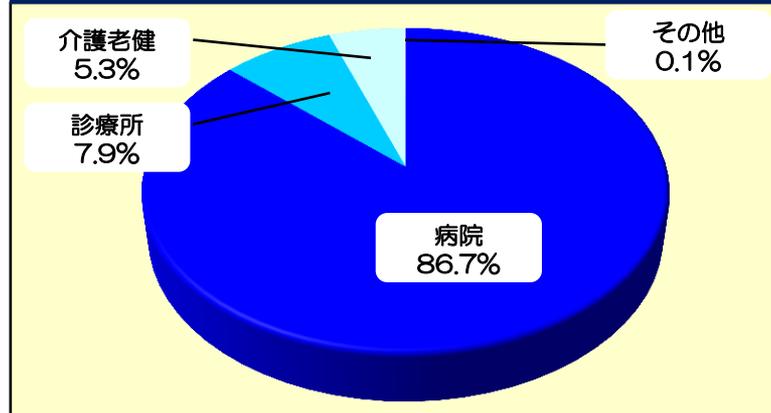
被災地への個別訪問相談：8か所

地方自治体等との意見交換：19回

件数ベース



金額ベース



東日本大震災において被災された医療施設等に対して、最優先での審査・資金交付対応を実施するとともに、被災地における融資相談会の開催及び個別訪問相談を実施するなど円滑、迅速かつきめ細かな対応により復旧を支援

利用者サービスの向上（#30）

評価の視点

利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。

融資相談会の開催 ・訪問相談の実施

- 医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定しているお客さまを対象とした融資相談会を全国9ブロック計23回開催（105件）
- 個別訪問相談を実施（20回）
- 機構で主催するセミナーの会場において、融資相談窓口を設置し、融資相談を実施（20件）

事業計画における 専門的なアドバイス

- お客さまからの相談に対して、専門家のアドバイスを基とする相談体制を整備
- 事業計画検討中のお客さまを直接訪問し意見交換を行うとともに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを実施

融資制度のPR

- 関係団体に赴き、融資制度のPRを実施（36回）
- 東日本大震災への対応として、関係機関への文書による通知や被災地の関係団体に赴き、融資制度のPRを実施

融資のポイントの周知

- 事務手続きや確認事項等についてとりまとめた「融資のポイント」を機構ホームページに掲載し、より融資を利用しやすい環境を整備

受託金融機関に対する 業務指導の強化

- 代理貸付業務について、受託金融機関に対する業務研修会（2回）を実施し、業務指導を強化

「融資のポイント」の周知、融資制度のPR、事業計画における専門的なアドバイスの実施、融資相談会の開催・訪問相談の実施など利用者サービスを向上

民間金融機関へのノウハウ等の提供（#31）

評価の視点

融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。

- 全国地方銀行協会と医療貸付事業や民業補完のあり方について意見交換を実施し（3回）、併せ貸しの一層の普及のための周知・広報活動等を実施
- 経営支援室と連携し、受託金融機関業務研修会議（2回）において、病院・医療経営指導等のノウハウの普及を実施

◀ 審査・資金交付業務の事務処理期間短縮（#32）

評価の視点

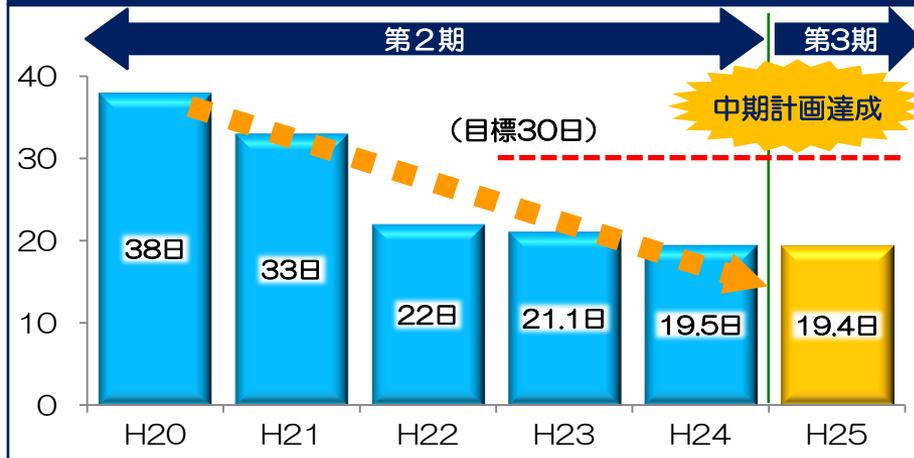
- 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。（中期計画：平均処理期間30日以内）
- 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。（中期計画：請求後15営業日以内）

審査処理期間の短縮

【目標】 30日以内 H23年度に45日以内から変更

【実績】 19.4日 **中期計画達成**
（特殊異例な案件を除く。）

【参考】 審査処理期間の推移（H20～H25）



資金交付処理期間の短縮

資金交付した381件すべてにおいて、請求後15営業日以内に
 資金交付を実施

中期計画達成

審査処理期間、資金交付処理期間のいずれにおいても目標を達成し、利用者サービスを向上

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

【評価項目7】

自己評定 S

【評価項目7の総括】

昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、既往貸付金の貸出条件緩和等を積極的に支援することができた。

特に、東日本大震災において被災された貸付先については、現在、最長5.5年間の元利金返済を猶予する措置を講じているところであるが、平成24年度末における当該返済猶予中の全貸付先に対してフォローアップ調査を行い、貸付条件の変更措置を講じるなどの積極的な支援策を講じ、引き続き、機構の総力を挙げて東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧を支援した。

また、一方で、リスク管理債権の未然防止策として、経営悪化が懸念される貸付先への直接訪問及び経営改善指導の実施、リスク管理債権に係る情報の分析及び貸付関係部との共有化など適切な債権管理に務めた結果、平成25年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を含む。）については2.40%となり、平成24年度末におけるリスク管理債権比率（2.86%）と比較すると0.46%と大幅に減少し、第2期中期計画期間中最も低かった2.49%（平成21年度）を下回るなど、大幅な改善が図られた。

以上のとおり、平成25年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域の福祉施設及び医療施設の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等の積極的な支援を講じるとともに、リスク管理債権を未然に防止する取組みにより、平成25年度末におけるリスク管理債権比率は大幅に低下するとともに、リスク管理の更なる充実・強化を図るなど、年度計画を大きく上回る実績を上げることができた。

■福祉医療貸付事業における適切な債権管理等（# 34、35、37、38）

- 大口貸付先の償還確実性等の把握のため、貸付部門及び経営支援部門と連携し、ヒアリングを実施
- 比較的リスクの高い医療法人全体の決算分析及び債権群分析を行い、役員及び貸付関係部へフィードバック
- 貸付関係部へのフィードバックによるリスク管理債権情報の共有化
- 経営悪化が懸念される貸付先との面談及び直接訪問による経営改善指導を実施
- 案件の内容に応じた法的措置の実施（破産・民事再生、担保権実行等）等

■リスク管理債権比率（参考）

- 平成25年度末2.40% ← 平成24年度末2.86%（震災分(再掲)：平成25年度末0.50% ← 平成24年度末0.61%）

福祉医療貸付事業における適切な債権管理（#34、35、37、38）

評価の視点

- 継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施しているか。
- 債権区分別に適切な管理を行っているか。
- 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。
- リスク管理債権に対する態勢の強化を図っているか。
- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援しているか。
- き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。

平成25年度における取組み

◆ 貸付債権の適正な管理 ◆

リスク管理債権の傾向分析

- 貸付先の経営状況を把握するため、経営支援部門と連携して決算情報の収集、財務・損益の分析を実施
- 大口貸付先の償還確実性等を把握するため、貸付部門及び経営支援部門と連携し、今後の事業計画等のヒアリングを実施（9貸付先）
- 医療法人全体の決算分析及び債権群分析を行い、役員及び貸付関係部へフィードバック
- 短期延滞を繰り返す先について、傾向分析を行い改善策を提示するなどのフォローを実施

債権区分別の適切な管理

- 6か月以上延滞債権について貸付条件変更契約を締結し、返済の再開を実現

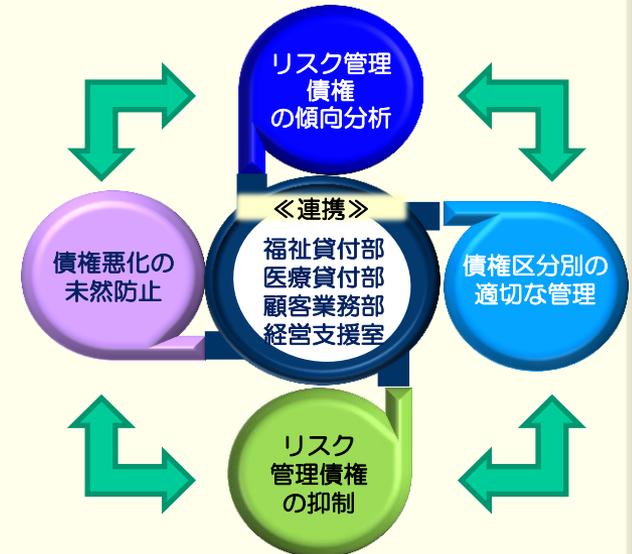
債権悪化の未然防止

- リスク管理債権に係る情報について、毎月の経営企画会議及び四半期ごとの特殊債権処理報告会において報告し、役職員で情報を共有化
- 経営悪化が懸念される貸付先との面談及び直接訪問による経営改善指導を実施し、リスク管理債権を未然に防止

経営悪化先への対応

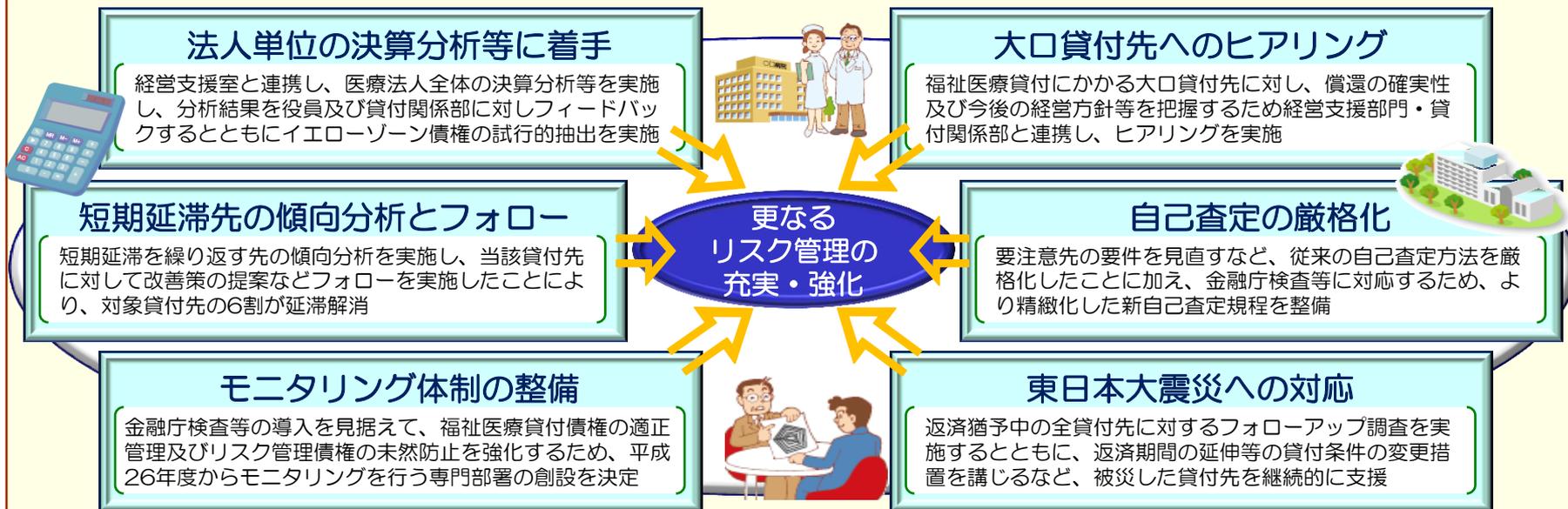
- 地域における福祉・医療施設の維持、存続を支援する観点から、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても対応方針を変えることなく、個別に適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を実施
- 案件の内容に応じた法的措置を実施（破産・民事再生、担保権実行等）

《リスク管理債権に関する対応状況》



貸付債権について、貸付先の業況把握、貸付関係部と経営支援部門の連携強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行った結果、リスク管理債権比率は着実に改善

貸付債権の適正な管理（#34、36）



■医療法人における「法人全体」の決算情報分析■

— 直近3か年（平成22年度決算～24年度決算）の傾向を分析 —

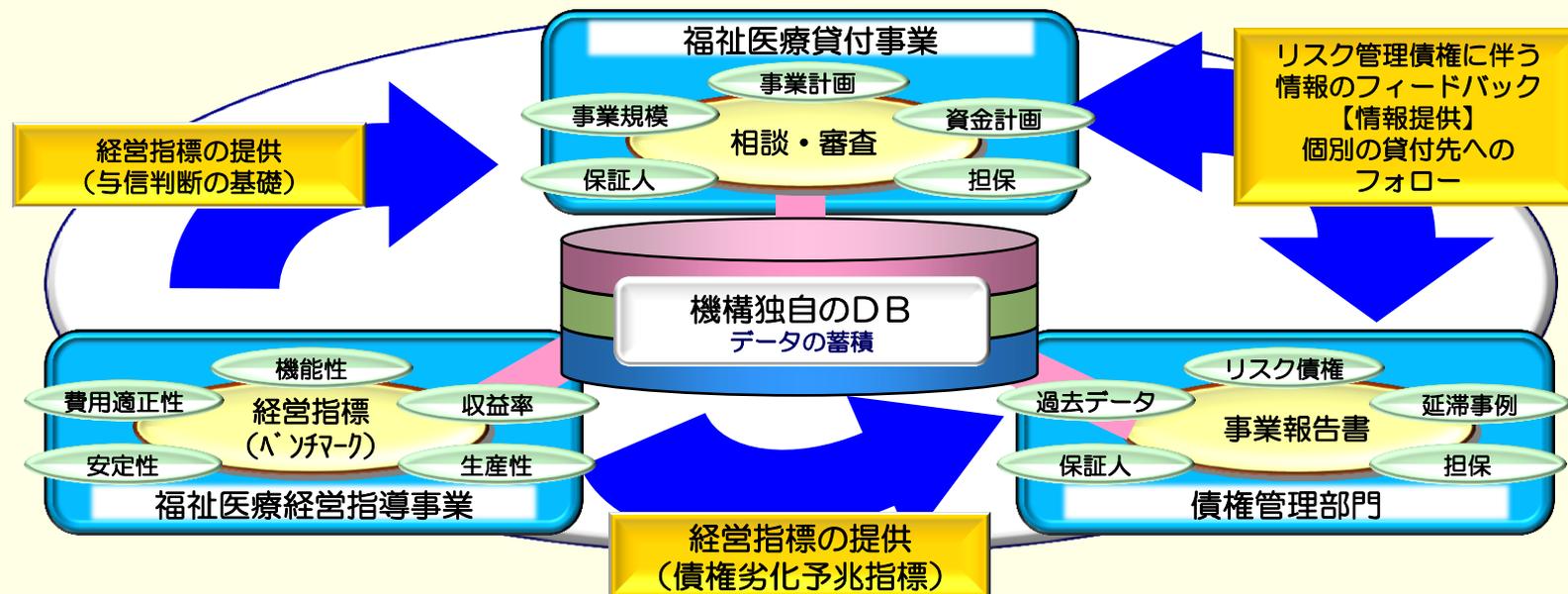
平成24年度決算では、2,467法人のデータ入力があったが、結果として1,524法人（約61.8%）が分析の対象

「法人全体」の分析結果

- (1) 平成25年3月期の医療法人全体の決算状況としては、利益率はやや低下傾向ながら、CFはおおむね問題ない水準であり、財務状態はゆるやかな改善傾向が続いている。
- (2) 債権課所管（要管理先以下）の貸付先とそれ以外の貸付先においては、次の係数に大幅な乖離が見られる。
 - ・現預金回転期間・短期借入金回転期間・流動比率・自己資本比率・債務償還年数・平均金利・人件費率・支払利息率・経常利益率など

分析結果を踏まえ、平成26年度中にイエローゾーン先の抽出基準の策定等フォロー体制を整備予定

(参考) 福祉医療貸付事業・福祉医療経営指導事業・債権管理部門との連携強化



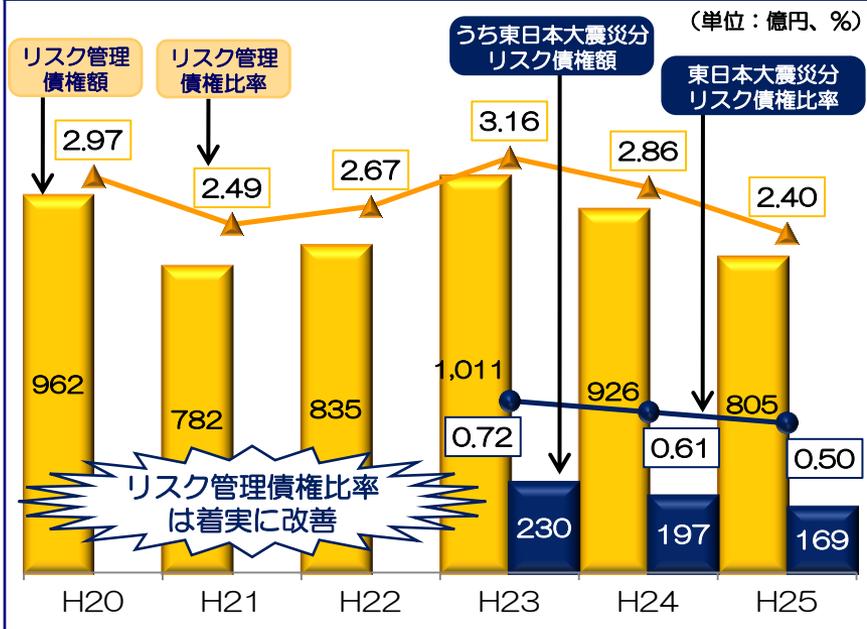
■ 債権管理部門から福祉医療貸付事業へのフィードバック（主なもの） ■

項目	福祉医療貸付事業へのフィードバックの内容
○職員の不足・人件費の増加	医師・看護師・介護職員等の従事者の確保が十分可能であるか審査すること。
○利用者の低迷	施設がフル稼働するまでの運転資金が十分に確保されているか審査すること。
○複数施設運営による法人全体の体力低下	融資対象施設だけではなく貸付先全体の経営状況を審査すること。
○財務格付の低い貸付先	デフォルト率が高くなっているため慎重な相談・審査が必要であること。
○危険域貸付先の早期発見	新規融資の元利金の償還方法について月賦償還を推奨すること。

福祉医療貸付事業と福祉医療経営指導事業の連携を強化し、度重なる制度改定で経営環境が悪化している福祉施設や医療施設に対して、適切な債権管理を実施

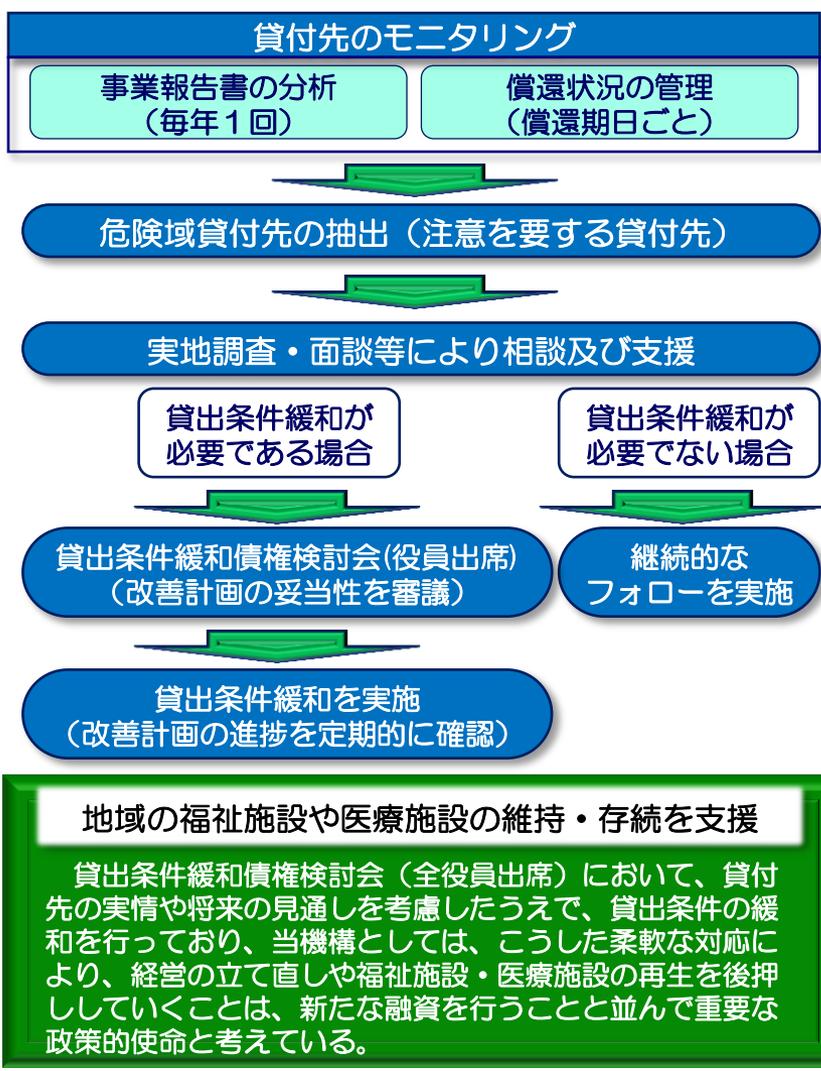
(参考) リスク管理債権比率の推移

リスク管理債権額・比率の推移 (H20~25)



区 分	H25年3月末	H26年3月末	差 引
リスク管理債権比率	2.86%	2.40%	▲0.46%
破綻先債権	0.17%	0.12%	▲0.05%
6か月以上延滞債権	1.32%	0.84%	▲0.48%
3か月以上延滞債権	0.00%	0.02%	0.02%
貸出条件緩和債権	1.37%	1.42%	0.05%
リスク管理債権	926億円	805億円	▲121億円
総貸付残高	3兆2,400億円	3兆3,529億円	1,129億円

福祉医療機構の役割 (政策的使命)



東日本大震災への対応（#36）

平成24年度中に実施した東日本大震災に対する特別措置の内容

◆当面6か月の元利金の返済猶予◆

50貸付先71資金（残高230億円）

◆元利金の返済を再開◆

10貸付先11資金
（残高31億円）

◆特殊債権◆
（期限の利益喪失）

1貸付先1資金
（残高0.3億円）

◆返済猶予延長◆
（最長5年間）

39貸付先59資金
（残高196億円）

全件フォロー 返済猶予貸付先フォローアップ調査の実施（平成25年度）

<平成26年3月末現在>

《元利金の返済を再開》
5貸付先5資金
（残高12億円）

《全額繰上償還》
3貸付先4資金
（残高10億円）

《債権の売却・償却》
1貸付先1資金
（残高8億円）

《返済猶予延長又は継続》
30貸付先49資金
（残高164億円）

返済猶予先のフォローアップを全件実施した結果、9法人10資金につき返済が再開し、正常化が図られるなど、社会福祉施設・医療施設等の復興及び経営の安定化を積極的に支援

■ 福祉医療経営指導事業

【事業の概要】

融資を通じて蓄積した豊富なデータを活用し、福祉施設、医療施設の安定経営を支援するため、経営診断・指導を実施

集団経営指導（セミナー）

経営者等を対象に施設経営者、学識経験者等を講師としてセミナー方式で経営指導

■ 集団経営指導（セミナー）のポイント ■

施設形態にあわせたセミナーを実施

制度や実践に精通した専門家が講演

機構が保有する経営データを解説

機構融資に関する質問・相談の受付

平成25年度においては延べ3,334人の方々がセミナーに参加

- 特別養護老人ホーム経営セミナー
- 保育所経営セミナー
- 施設開設・経営実務セミナー等



[セミナー開催風景]

個別経営診断・指導

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータ※に基づき、各種の経営診断を実施

実地調査を伴う経営診断	実際に施設へ行き、問題点及び改善策を提示	実績 364件
経営分析診断	3か年の決算書等を基に、同種・同規模の施設と比較し診断	
簡易経営診断	1か年の決算書等を基に速やかに診断	

※蓄積した豊富なデータ

施設名	機構経営指標有効データ数	(参考) 全国施設数
特別養護老人ホーム	3,068	6,092
ケアハウス	1,032	1,815
保育所	3,298	22,720
病院	1,740	8,565
介護老人保健施設	1,451	3,710

(注) 全国施設数については、厚生労働省「平成24年介護サービス施設・事業所調査」「平成24年社会福祉施設等調査」「平成24年医療施設（静態・動態）調査」を基に作成

4 福祉医療経営指導事業

【評価項目8】

自己評価 A

【評価項目8の総括】

■ 集団経営指導（セミナー）の開催実績（#39）

- 積極的なPR活動を実施した結果、1セミナーあたり受講者数及び有用度指標の目標を達成
- 東日本大震災にかかる東北応援企画として、被災地において経営セミナーを開催

■ セミナーにおける提供情報等の内容の充実等（#40、41）

- セミナーについては、引き続き、民間と競合することのないよう、貸付事業と密接に関連し機構の独自性を発揮したセミナーを実施
- 民間金融機関等へ経営指導ノウハウを普及するため、民間金融機関の融資担当者研修会等への講師派遣を実施

■ 新規の経営指標や診断手法の策定等（#42）

- 貸付先及びセミナー受講者に対するアンケート結果を踏まえ、法人単位の経営指標及び診断手法の検討開始
- 貸付先が自らの施設の経営状況を比較できる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のサービスをWAM NET基盤を活用して提供

■ 個別経営診断の実績（#43）

- 個別経営診断については、診断件数及び有用度指標の目標を達成

集团経営指導（セミナー）の開催実績（#39）

評価の視点

- セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。（中期計画：平均180人以上）
- 受講者にとっての有用度について、中期計画を達成しているか。（中期計画：平均80%以上）

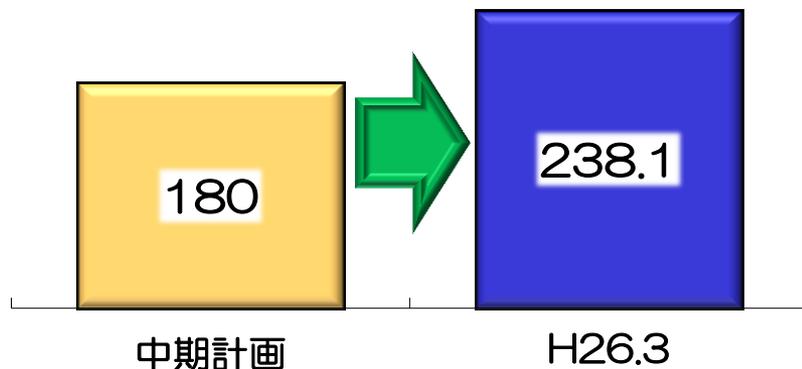
1 セミナーあたり受講者数

[中期計画] 180人以上

[実績] 238.1人

(単位：人)

計画達成



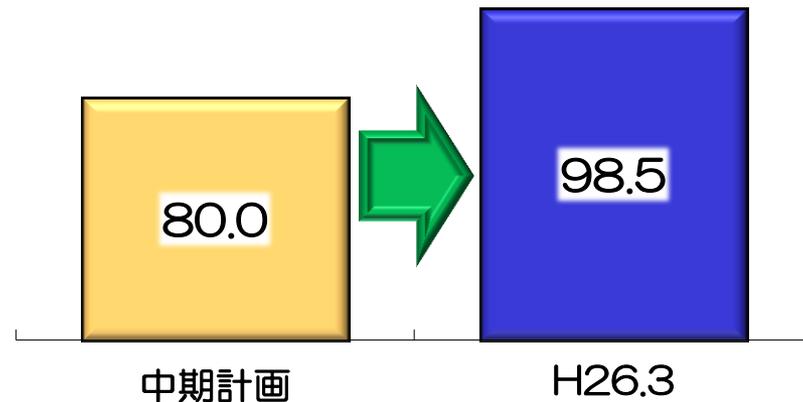
有用度指標

[中期計画] 80%以上

[実績] 98.5%

(単位：%)

計画達成



積極的なPR活動を実施した結果、1セミナーあたり受講者数及び有用度指標は計画で定められた目標値を達成するとともに、東日本大震災にかかる東北応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催

セミナーにおける情報提供等の内容の充実等（#40、41）

評価の視点

セミナーについて、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。

機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催しているか。

セミナーにおける情報提供等の充実

貸付事業と密接に関連している
機構の独自性を発揮したセミナーを開催



施設整備計画策定
に対するアドバイス

病院の機能強化に
資する講義

経営管理に関する
優良実践事例の紹介

社会福祉法人の
ガバナンス強化等に
資する講義

民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及

民間金融機関へ
の経営指導等の
研修会等の開催

病院・医療経営
指導等ノウハウ
提供に係る二
ーズ調査の実施

外部講演等への
講師派遣



経営指導ノウハウを民間金融機関等へ普及

<民間金融機関への経営指導等の研修会等>

研修内容 病院等の最近の経営動向を含めた医療・福祉に関する研修

開催日	受講者	受講者数
9/2	信用金庫職員	53人（44金庫）
9/9	信用金庫職員	53人（1金庫）
2/14	銀行等の行員等	56人（50機関）
2/21	銀行等の行員等	57人（51機関）

- セミナーについては、引き続き、民間と競合することのないよう、貸付事業と密接に関連し独自性を発揮したセミナーを開催
- 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普及における具体的な取組み等として、民間金融機関への経営指導等の研修会、二ーズ調査及び外部講演への講師派遣を実施

新規の経営指標や診断手法の策定等（#42）

評価の視点

顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施しているか。

- 貸付先及びセミナー受講者に対するアンケート結果を踏まえ、法人単位の経営指標及び診断手法の検討を開始
- 自らの施設の経営状況と経営指標を比較できる「経営指標自己チェックシート」（無料）のサービスを提供
特別養護老人ホーム 648件、ケアハウス 160件、保育所 307件、病院 226件、介護者健 186件 合計 1,527件

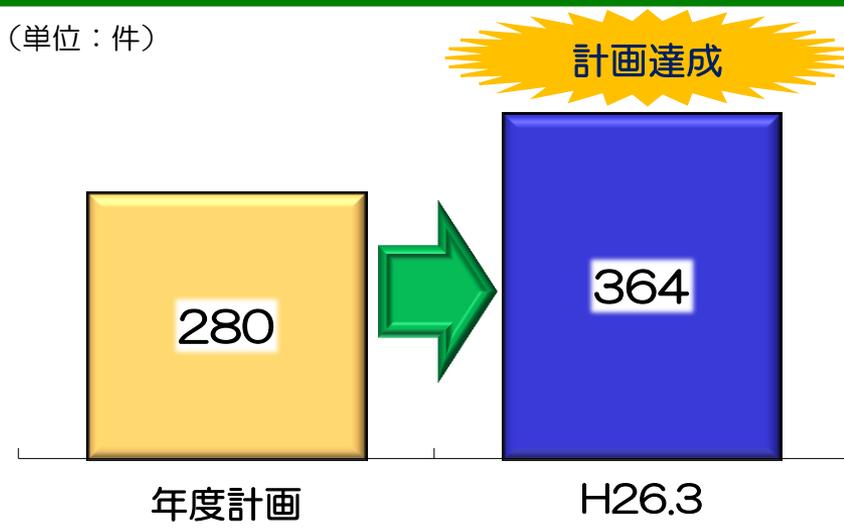
個別経営診断の実績（#43）

評価の視点

個別経営診断の延べ診断件数について、中期計画を達成しているか。
（中期計画：1,400件以上、年度計画：280件以上）

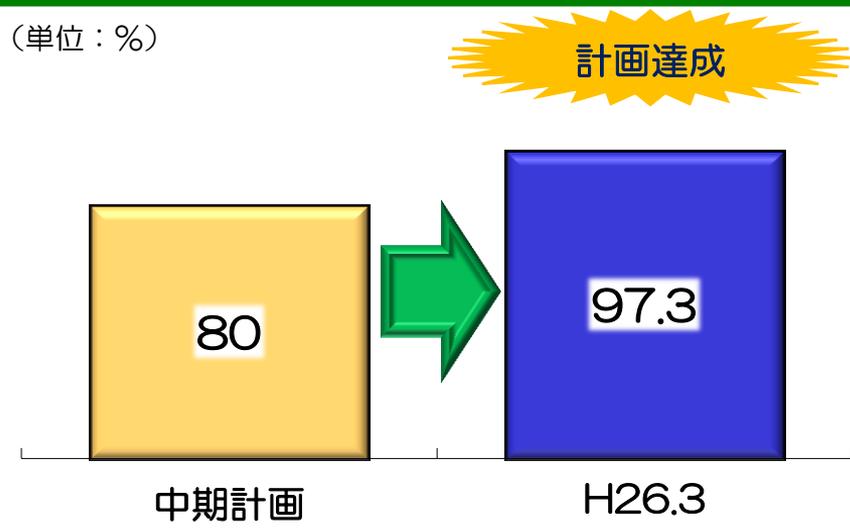
個別経営診断件数

（単位：件）



個別経営診断有用度

（単位：%）



個別経営診断については、診断件数及び有用度指標ともに目標を達成

個別経営診断の平均処理期間短縮（#44）

経営分析診断の平均処理日数は31.4日となり、中期計画（50日以内）を達成

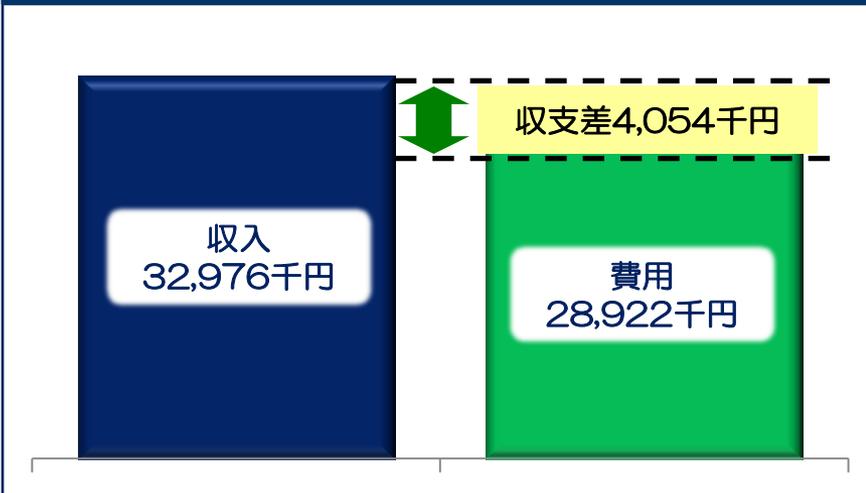
中期計画達成

集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償（#45）

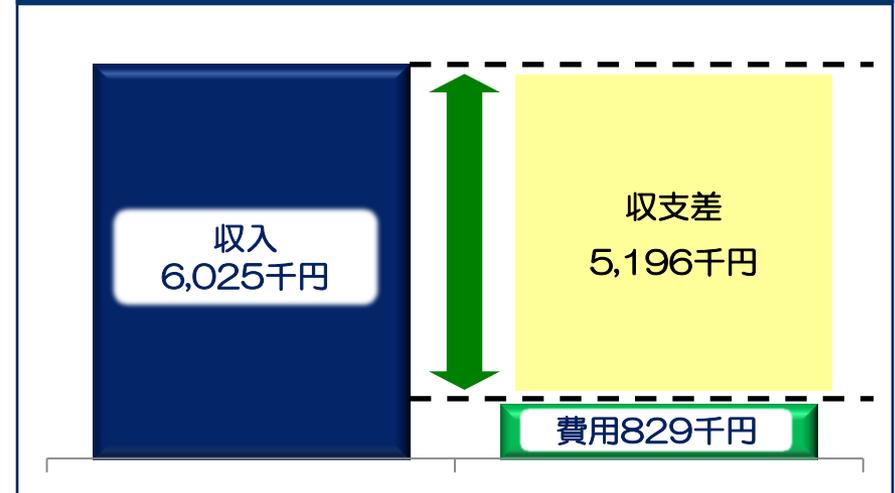
評価の視点

集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。

集団経営指導の収支状況



個別経営診断の収支状況



運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当額を上回る自己収入を確保

中期計画達成

Part 3

5 社会福祉振興助成事業

【評価項目9】

6 退職手当共済事業

【評価項目10】

7 心身障害者扶養保険事業

【評価項目11】

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

【評価項目12】

社会福祉振興助成事業

【事業の概要】

助成事業を通じて、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、地域を支える民間福祉活動を支援

《平成25年度助成対象事業の種類》

◆福祉活動支援事業◆

個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業



《助成額》50万円～300万円

◆地域連携活動支援事業◆

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

《助成額》50万円～700万円

◆全国的・広域的ネットワーク活動支援事業◆

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

《助成額》50万円以上

◆社会参加促進活動支援事業◆

個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業



《助成額》50万円以上

事業の仕組み

[民間福祉活動団体]

NPO
法人

非営利
任意団
体

社会福祉
法人
医療法人

財団・
社団法人
等

助成金



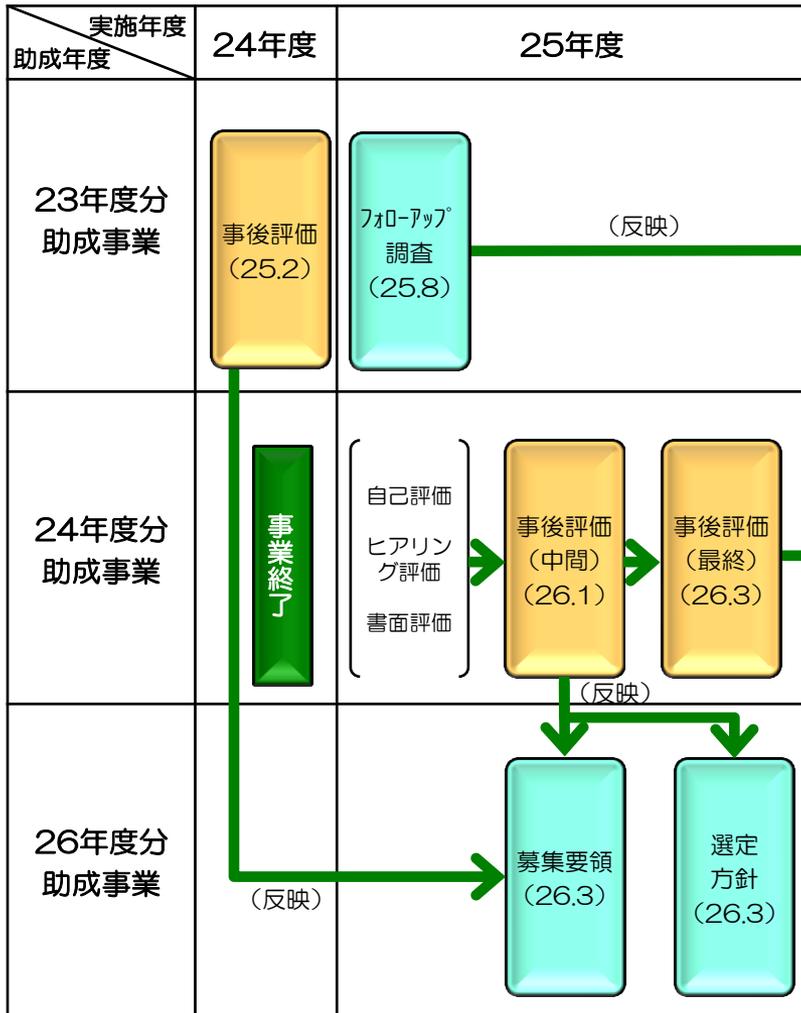
社会福祉
振興助成費
補助金

国

資金の流れ

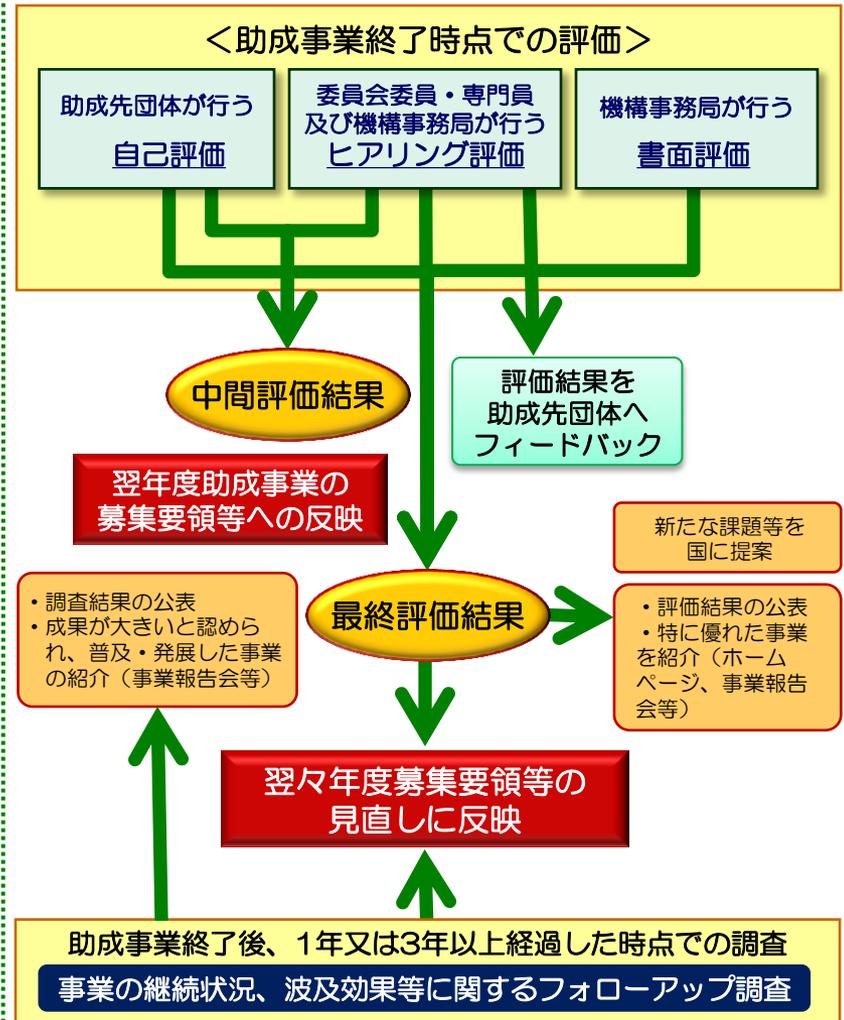
(参考) 事後評価による継続的な改善と事後評価の仕組み

事後評価による継続的な改善



平成 27 年度募集要領

事後評価の仕組み



5 社会福祉振興助成事業

【評価項目9】

自己評価 A

【評価項目9の総括】

■ 募集要領等の策定・公表（#46）

- 平成26年度分助成事業については、政策動向や国民ニーズ、事後評価結果等を踏まえて、助成対象事業や対象テーマ、重点的支援分野について国と協議し見直したうえで募集要領を策定、公表（応募期間：平成26年4月1日～4月30日）
- 災害福祉支援ネットワークの構築のための平成25年度分の助成事業については、前期・後期の2度にわたって募集を実施

■ 助成事業の審査・採択（#47、48）

- 平成25年度分助成事業及び災害福祉広域支援事業については、審査・評価委員会により公正に選定された結果に基づき採択
- 平成26年度分助成事業については、審査・評価委員会により選定方針を策定し、公表（平成26年6月末審査、採択予定）

■ 助成事業の事後評価の実施、事後評価の結果の反映（#51、52）

- 審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき事後評価を実施するとともに、事後評価の結果に基づき、平成26年度分助成事業の対象テーマ等の見直しについて国に提案し、募集要領等の改正へ反映するなど、助成事業の継続的な改善を実施

■ 助成先団体への相談・助言等（#53、54）

- 助成内定団体に対する事務説明会（全国5か所、6回）及び事業完了に伴う事務説明会（全国6か所、7回）を開催するとともに、機構スタッフが助成先団体を訪問し意見交換を行うなど助成事業に係る相談、助言等を実施

■ 助成事業報告会等の開催（#58、59）

- 事業効果の高い優れた助成事業の成果の周知及び効果的な普及を図るため、事業報告会（全国3か所）を開催するとともに、生活困窮者自立支援法の施行などに向けて、今後の貧困・格差問題等を考えることを目的としたシンポジウムを開催し、いずれにおいても参加者満足度の目標を達成

募集要領等の策定・公表（#46）

評価の視点

助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表しているか。

平成26年度募集要領

助成対象事業

区分	事業内容
福祉活動支援事業	個々の団体が実施する創意工夫ある事業
地域連携活動支援事業	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	全国又は広域的な普及・充実を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り実施する創意工夫ある事業



平成26年度WAM助成 募集のお知らせ

応募期間：平成26年4月1日（火）から平成26年4月30日（水）まで（書類必着）

重点支援分野（4分野）

政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきもの限定した助成対象テーマを定め、次の重点助成分野を設定

事後評価等を踏まえて見直し

◆重点支援分野◆

多様な社会資源と連携・協働するシステムづくりを行いながら以下の課題に取り組む事業を重点的に支援

孤立防止・認知症対策

児童虐待防止

貧困・格差対策

東日本大震災被災者支援

平成26年度分助成事業については、国が示したテーマに重点化した助成対象事業や助成対象テーマ、重点的に支援する事業について見直した上で募集を実施

助成事業の審査・採択等（#47、48）

評価の視点

- 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。
- 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。

外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

選定方針を策定

平成25年度助成分の選定方針

- ・NPO等が行う活動の立ち上げ支援
- ・複数の団体が連携やネットワーク化によって行う事業への重点的な助成など

平成25年度助成分（災害福祉広域支援事業）の選定方針

実施体制、継続性等を審査項目とするほか、過去5年の災害時の福祉的支援の経験がある場合や事業継続計画（BCP）を整備している場合は加点点

平成26年度助成分の選定方針

災害時における支援体制の構築を加速化させるため、要援護者を支援するための福祉支援を担う人材を育成する事業の場合は加点点

選定方針に基づき審査

＜平成25年度助成分採択状況＞

区分	要望		採 択	
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)
福祉活動支援事業	335	776	71	150
地域連携活動支援事業	292	1,291	124	572
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	152	1,316	75	672
社会参加促進活動支援事業	73	354	16	133
合 計	852	3,736	286	1,527
※【再掲】東日本大震災への対応（重点的に支援する事業）				
東日本大震災で被災された方等を支援する事業	123	700	66	330

＜平成25年度助成分（災害福祉広域支援事業）採択状況＞

区分	要望		採 択	
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)
災害福祉広域支援事業	15	26	15	19

＜平成26年度助成分採択状況＞

審査・採択については平成26年6月末に実施済（260件採択）

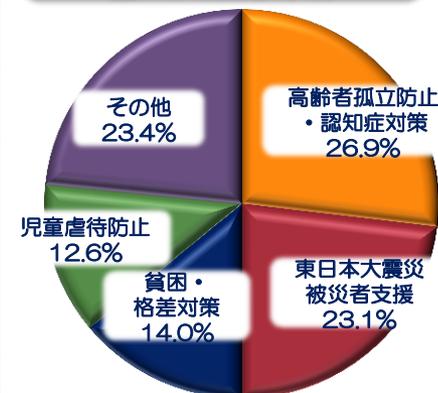
外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づき採択し、公平性、客観性及び透明性を確保

(参考) 平成25年度重点支援分野の採択状況と助成事業の効果

■平成25年度助成分採択状況（重点支援分野〔再掲〕）■

区分	要望		採択		全体の採択に対する割合	
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)
東日本大震災で被災された方等を支援する事業	123	700	66	330	23.1	21.6
高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業	220	918	77	408	26.9	26.7
児童虐待防止に関する事業	94	382	36	186	12.6	12.2
貧困・格差対策に関する事業	94	476	40	226	14.0	14.8
合計	531	2,476	219	1,150	76.6	75.3

重点支援分野別



■これまでの助成事業の効果事例■

社会福祉施策の制度化

《子どもシェルター》

事業の概要

虐待を受け家に帰ることができないなど居場所を失った10代後半の子どもたちの緊急の受け皿としての子どもシェルターを運営



・WAM助成のシンポジウムを通じて広く国民に啓発
・各地（東京、神奈川、愛知、岡山など）の子どもシェルター事業を積極的に助成

◆事業の成果◆

各地における子どもシェルターの取組みが行き場のない子どもたちを救う場所として高い評価を受ける

自立援助ホームとして制度化

法律のメニュー化

《貧困対策・就労支援》

事業の概要

高齢、単身、低所得、精神疾患などの複合的な課題を持つ方々の緊急のシェルターなどの確保や就労の可能性を探る取組み



リーマンショックに端を発した派遣切りや雇い止め、一般就労困難者問題など喫緊の政策課題に対し積極的に助成

◆事業の成果◆

・助成事業として各地で取組が広がる
・厚生労働省の補助金のモデル事業化

生活困窮者自立支援法に規定

特定非営利活動法人等への助成（#49）

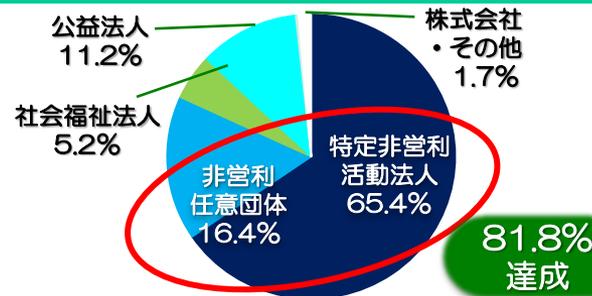
評価の視点

全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。（中期計画：80%以上）

全助成事業数（a）	286
特定非営利活動法人等が行う事業（b）	234
占有率（b/a）	81.8%

※平成25年度分助成事業を集計したもの。

区分	件数	割合
特定非営利活動法人	187	65.4%
非営利任意団体	47	16.4%
社会福祉法人	15	5.2%
公益法人	32	11.2%
株式会社・有限会社	1	0.3%
その他の法人・団体	4	1.4%
合計	286	100.0%



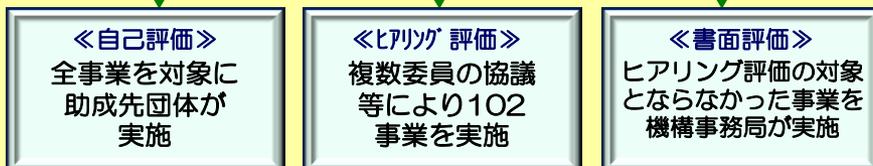
助成事業の事後評価の実施、事後評価の結果の反映（#51、52）

評価の視点

- 審査・評価委員会において評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。
- 事後評価結果について、選定方針の改正等に適正に反映しているか。

◆助成事業の事後評価◆ （平成24年度分助成事業）

審査・評価委員会で定めた評価方針に基づき実施



◆事後評価の結果の反映◆ （平成24年度分助成事業）

平成24年度分助成事業の事後評価結果



審査・評価委員会において事後評価方針を策定のうえ事後評価を実施し、また、事後評価の結果については速やかに公表するとともに、平成26年度分助成事業の募集要領、選定方針等に反映し、助成事業の継続的な改善を実施

助成先団体への相談・助言等（#53、54）

評価の視点

職員の専門性の向上に努めるとともに、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努めているか。

現場との意見交換、助言・相談

助成先の現場訪問やヒアリング評価などを通して直接活動を確認し、助成先団体と意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための助言・相談を実施

メールマガジンの発行

助成事業情報をはじめ、活動に役立つ情報やノウハウ等を提供するとともに、顧客と身近な関係を構築（25回配信、読者数3,585人）

助成先団体への相談・助言 職員の専門性の向上

事務説明会の開催

- 助成内定団体に対する事務説明会を開催し、事業の実施にあたり特に留意すべき点について説明を行うとともに、助成事例の紹介等を行う意見交換会を実施（全国5か所6回開催）
- 事業完了に伴う事務説明会を開催し、国庫補助金による事業として、適切な成果報告等を行えるよう事業完了報告書の作成について説明・助言を実施（全国6か所7回開催）

助成分野別の継続的支援

助成分野別に機構スタッフがチームを編成し、現場の活動を直接確認し、地域での課題や求められる支援等を取りまとめ、PDCAに活用

《現場訪問を実施した4分野の事業》

- 高齢者などの孤立防止・認知症状対策
- 児童虐待防止
- 貧困・格差対策
- 東日本大震災で被災された方等の支援

助成先団体（現場）との意見交換や事務説明会の開催等により助成先団体への相談・助言を積極的に実施

助成事業による新たな連携の強化（#55）

評価の視点 助成先団体のうち、85%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。

平成25年度分助成事業において全助成事業のうち96.1%の事業について、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったと回答



助成事業の利用者満足度（#56）

評価の視点 助成事業が対象とした利用者のうち、80%以上の利用者から満足しているとの回答が得られているか。



助成事業の利用者に対するアンケート調査において、95.5%の助成事業の利用者から満足したとの回答を得た

助成事業報告会等の開催（#58、59）

評価の視点

事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会の参加者の満足度について、中期計画を達成しているか。

（中期計画：助成事業報告会参加者のうち、80%以上が満足していると回答）

助成事業報告会の開催

事業効果の高い優れた助成事業の成果を普及するため、また、地域での連携のきっかけづくりや活動のヒントを得ることができるよう**意見交換を行う助成事業報告会を全国3か所（仙台、東京、大阪）で開催**

≪仙台会場≫
 平成25年10月17日
 ≪大阪会場≫
 平成25年10月25日
 ≪東京会場≫
 平成25年10月31日
 ⇒参加者アンケート
 「良かった」95.9%以上



平成25年度 WAM 助成セミナー in 仙台

10月17日(木) 13:00~16:50

会場 TKPガーデンシティ仙台ホールB-2

定員 100名 (要申込)

参加費 無料

主催：独立行政法人福祉医療機構 (WAM) 運営：NPO 法人社の伝言板ゆるる



WAM 助成セミナー in 東京

10月31日(木) 13:00~16:50

会場：メルパルク東京 5階「ZUIN」

定員 100名

主催：独立行政法人福祉医療機構 (WAM) 運営：NPO 法人社の伝言板ゆるる

シンポジウムの開催

生活困窮者自立支援法のある施行（平成27年4月）などに向けて、今後の貧困・格差対策支援を担う地域、市民、NPOの役割や活動のあり方等について考えることを目的として、助成先団体の活動報告や課題の提起及びディスカッション等を行う**シンポジウムを開催**

⇒参加者アンケート
「良かった」95.1%以上



WAM 独立行政法人福祉医療機構 25周年記念 社会福祉連携助成事業シンポジウム

これからの格差・貧困問題を考える

～地域、市民、NPOなどの連携による挑戦～

平成25年11月11日(月) 13:30~16:50 開場13:00

千代田放送会馆 2階ホールスタジオ (東京都千代田区北千住1-1-1)

参加費 無料

◆基調講演 「困窮する若者の支援ネットワークを作る」 宮本 みち子 氏 (放送大学 教員(非常勤))

◆活動報告 NPO法人 キッズドア 「子どもボランティアが活躍する、生活困窮者の子どもへの支援を行う活動の事例」 NPO法人 フードバンク山梨 (山梨県山梨市千代田4-1-1) 生活困窮者の支援につなげる「フードバンク事業」の取組(山梨県)

◆パネルディスカッション <コーディネーター> 宮本 みち子 氏 (放送大学 教員(非常勤)) <パネリスト> 若本 真実 氏 (NPO法人ヒューマンウェブクラブ (代表理事)) 佐藤 博 氏 (厚生労働省 社会・高齢政策部政策課 企画調整室長(非常勤)) 米山 けい子 氏 (NPO法人フードバンク山梨 代表理事) 渡辺 由美子 氏 (NPO法人キッズドア 理事)

定員 100名 (平成25年11月5日(火) 申込締切) (要申込) 参加費 無料

主催：独立行政法人福祉医療機構 (WAM) 運営：NPO 法人社の伝言板ゆるる



平成25年度 社会福祉連携助成事業シンポジウム

「これからの格差・貧困問題を考える」

～地域、市民、NPOなどの連携による挑戦～

日時：平成25年11月11日(月) 13:30~16:50

会場：千代田放送会馆 2階ホールスタジオ

WAM 独立行政法人福祉医療機構

事業効果の高い助成事業を紹介・意見交換の場とする事業報告会や、今後の貧困・格差対策支援を担うNPO等の活動のあり方等について考えることを目的としたシンポジウムを開催

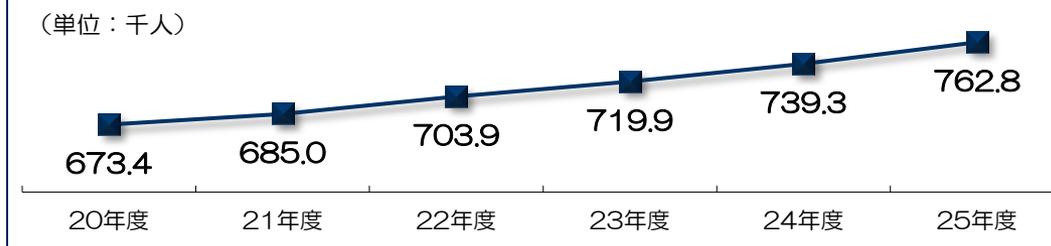
■ 退職手当共済事業

【事業の概要】

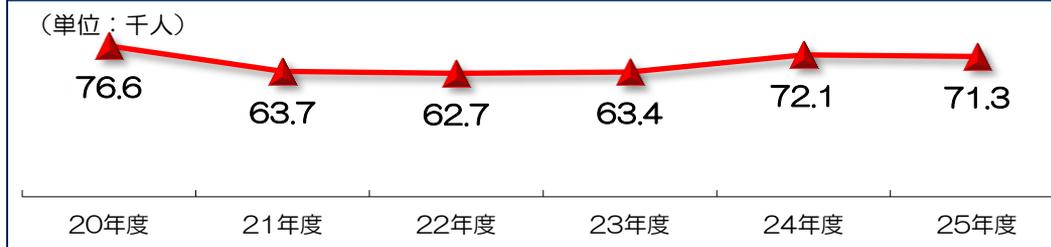
社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設等の職員に退職手当金を支給



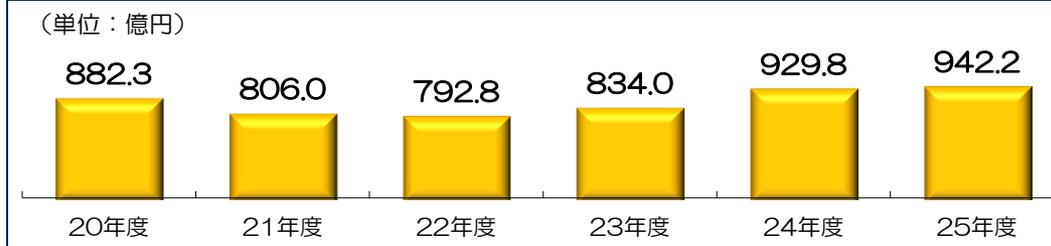
加入職員数の推移 (H20からH25)



支給人員数の推移 (H20からH25)



支給額の推移 (H20からH25)



6 退職手当共済事業

【評価項目10】

自己評価 S

【評価項目10の総括】

平成25年度においては、請求書の受付から給付までの平均処理期間短縮を図るため、従来の取組みに加え更なる事務改善を行った結果、退職手当金支給に係る平均処理期間が34.3日となり、中期計画の目標値50日を大幅に短縮し（15.7日短縮）、過去最短の平均処理期間となり利用者サービスの向上に貢献した。

また、電子届出システムについては、利用者の意見を踏まえ、システム改善を行うとともに、電子届出システムの利用促進を図った結果、新規加入法人のうち当年度中のシステム利用申請率は55%と中期計画を達成し、また全共済契約者のシステム利用率は85.1%と過去最高となった。さらに、問い合わせ対応体制の改善として、電話受付時間の延長及び土日・営業時間外のFAX自動送信サービスを導入するなど、共済契約者の手続き面での負担を軽減するとともに、機構における事務の効率化を推進するなど、業務全般において年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。

■退職手当金給付事務の平均処理期間短縮（#60）

- 退職手当金支給に係る平均処理期間が34.3日となり、中期計画の目標値50日を大幅（15.7日）に短縮

■提出書類の電子届出化等（#62、63）

- 電子届出システムの利用促進を図り、利用者（共済契約者）の手続き面での負担を軽減するとともに、機構における事務の効率化を推進

■利用者への制度内容の周知等・業務委託先への業務指導（#61、64）

- 業務委託先の実務研修会において制度内容を周知するとともに、適正な事務手続きについて指導
- 利用者の意向を踏まえ、退職手当共済制度マニュアルを全共済契約者に配付するとともに、制度に関するFAQを機構ホームページに公表し制度周知を実施
- 電話受付時間の延長及び土日・営業時間外のFAX自動送信サービスの導入など、問い合わせに対する事務改善等を実施
- 事務処理の円滑・適正な実施を図るため、業務委託先事務打合せ会を開催し、業務指導を徹底

退職手当金給付事務の平均処理期間短縮（#60）

評価の視点

請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。（中期計画：50日以内）

事務処理期間の短縮に対する取組み

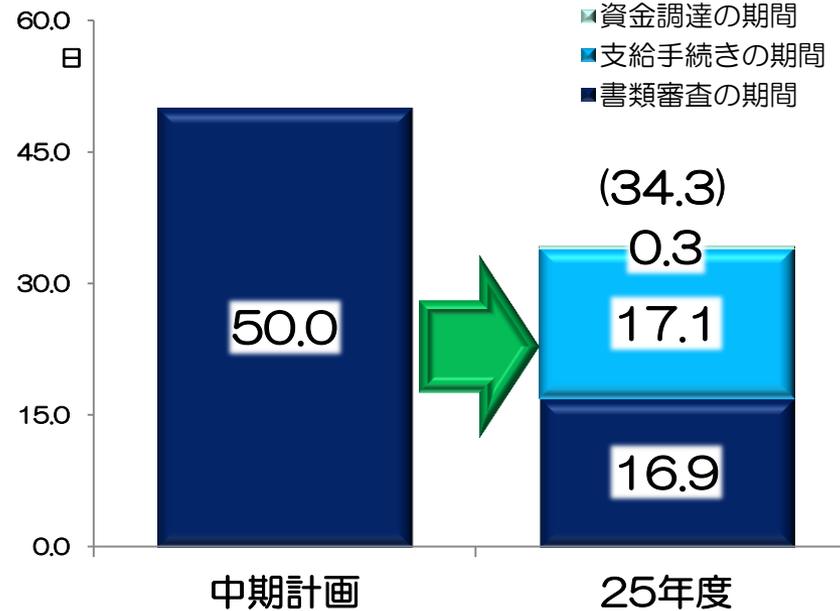
平成24年度までの取組み

給付回数の見直し	実務研修会の開催
給付回数の増加 (月2回⇒4回へ) ※H21年10月実施	適正な事務処理を周知
支給財源の確保	柔軟な人員配置
国や都道府県に対し 都道府県補助金の 早期入金を働きかけ	事務処理のピーク時に 柔軟な人員配置を実施
担当職員事務の効率化	事務処理周知の重点化
事務処理の定量的目標を設定し 処理率の向上を推進	広報において事務処理説明の 重点化を図り事務ミスを減少

平成25年度の取組み

審査の効率化	システム改修による事務軽減
請求書の審査（不備照会）を 一部電話照会に切り替え	エラー発生による不備照会文書自 動作成機能の見直しを実施

平均処理期間（平成25年度）



退職手当金支給に係る事務処理期間を短縮
(利用者サービスの向上)

退職手当金支給に係る平均処理期間は34.3日となり、中期計画の目標値50日を大幅に短縮（※目標値は25年度より75日以内から50日以内に変更）

中期計画達成

提出書類の電子届出化等 (#62、63)

評価の視点

- 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。
- 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする

平成25年度における電子届出化の取組み

利用者アンケートに基づくシステム改善

利用者アンケートを踏まえ
電子届出システムの改善

システム操作マニュアル・提出書類の電子化

電子届出システム操作マニュアル
及び届出様式の電子媒体化

効果

電子届出システムにおけるプラスの相乗効果

お客さまの
事務負担軽減

コスト削減
安全性確保

機構の
事務負担軽減

コスト削減

退職金給付まで
の日数大幅短縮

H18 : 91.7日
H25 : 34.3日

電子届出システム利用者へのアンケート調査において95%の共済契約者が「事務負担が軽減された」と回答
(⇒評価の視点中の目標値70%以上)

電子届出システムの利用状況

(単位：法人)



H19



H26

新規加入法人の電子届出システム利用申請

(単位：%)



年度計画



H26.3

電子届出システムの利用促進策により利用者が更に増加し、①利用者の事務負担の軽減、②機構の事務の効率化、③退職手当金の給付までの日数の短縮とプラスの相乗効果により、利用者サービスが大幅に向上

利用者への制度内容の周知等・業務委託先への業務指導（#61、64）

評価の視点

- 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。
- 業務委託先の事務担当者に対して業務指導の徹底を行っているか。

利用者への制度内容等の周知等

実務研修会への職員派遣

実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を実施
(34都道府県、延べ36回開催、参加人数4,584人)

制度マニュアルの作成・配付等

利用者の意向を踏まえ、分散化していた資料を集約したマニュアルを全共済契約者に配付及び制度に関するFAQをホームページへ公表

業務委託先への業務指導

事務打合せ会の開催

業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）の事務担当者に対する事務打合せ会を開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を実施
(43都道府県、参加人数49人)

業務委託内容の見直し

業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）に対して行ったアンケート結果を踏まえ、平成27年度より業務委託内容（事務処理方法等）を見直すこととし、業務委託先に対して説明を実施

事務処理の簡素化等の改善

問い合わせ対応体制の改善

無人応答サービスの実施（24h）

話中の音声ガイダンス及びFAXサービスを提供することで24時間対応可能

Webデスク受付時間の延長

Web利用者に対する受付時間を1時間延長
(4月中は通常営業時間17時までを18時まで延長)

対応の標準化

電話対応者の対応の標準化を図るため、FAQを整備

周知機能の強化

機構ホームページを整理して見やすくするとともに、掛金届出等の案内メールを配信

照会内容の見える化・精緻化

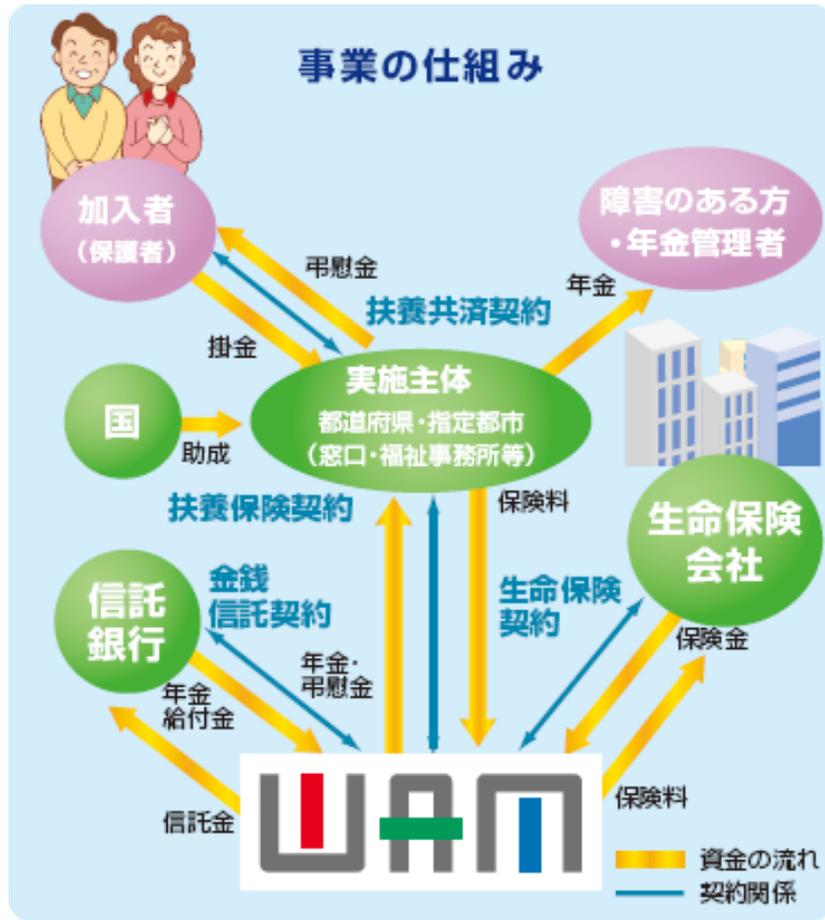
対応ログを構築する仕組みを導入

利用者の利便性の向上及び負担が軽減

■ 心身障害者扶養保険事業

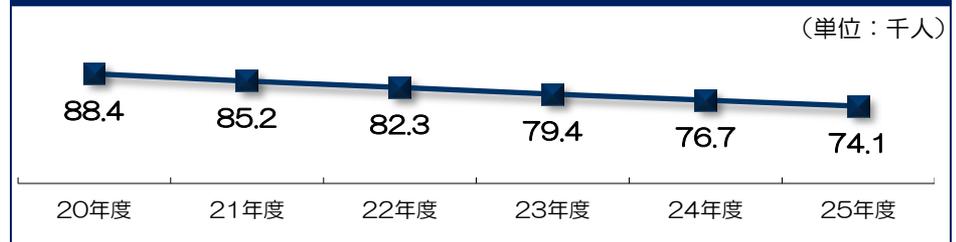
【事業の概要】

地方公共団体が実施している心身障害者扶養共済制度によって、地方公共団体が加入者（障害者の保護者）に対して負う共済責任を保険する事業



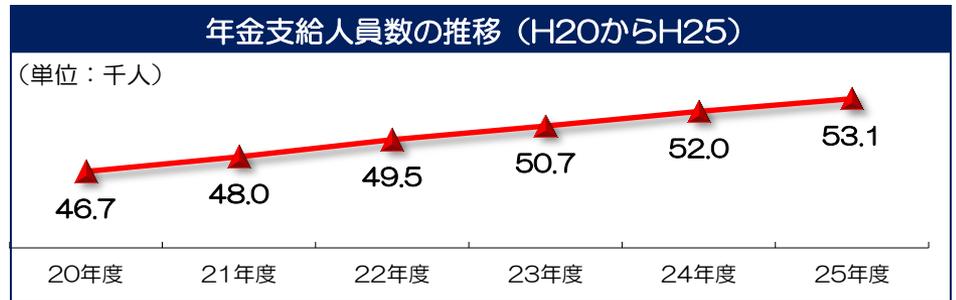
加入者数の推移（H20からH25）

（単位：千人）



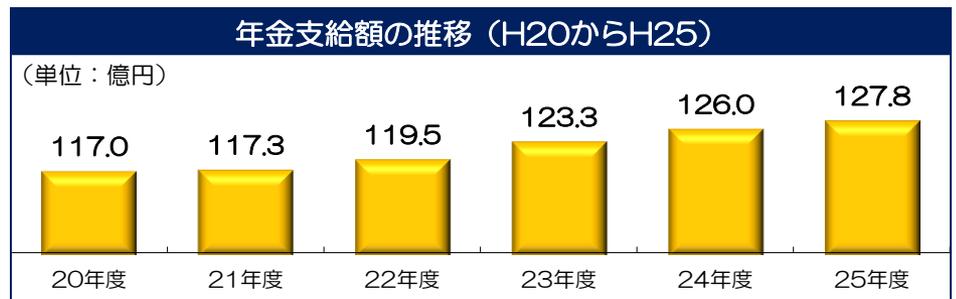
年金支給人員数の推移（H20からH25）

（単位：千人）



年金支給額の推移（H20からH25）

（単位：億円）



7 心身障害者扶養保険事業

【評価項目11】

自己評価 A

【評価項目11の総括】

■財務状況の検証と公表（#65）

- 平成24年度決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を厚生労働省、都道府県・指定都市に報告、障害者関係団体、加入者等に公表

■運用の基本的考え方等（#66、68、73）

- 扶養保険資金については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、基本ポートフォリオに基づいて運用を実施

■各資産の対ベンチマーク収益率との差（#67）

- 資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で6.00%の収益率を確保
 - ☞ 繰越欠損金：平成24年度末99億円 ⇒ 平成25年度末73億円

■事務担当者会議の開催（#76）

- 地方公共団体事務担当者会議や地方公共団体との意見交換等を通じて、地方公共団体との連携を強化し、扶養保険事業の運営上の課題を把握・解消

財務状況の検証と公表（#65）

評価の視点

毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。

◆財務状況の検証◆

外部有識者からなる「財務状況検討会」において「心身障害者扶養保険財務状況将来予測」を実施

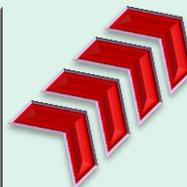


報告書を提出
(10月)



心身障害者扶養保険 財務状況将来予測

～平成24年度決算データによる～



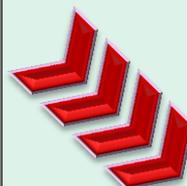
加入者
機構ホームページ公表
(10月)

都道府県
指定都市

報告書を送付
(10月)



平成25年9月27日（金）
心身障害者扶養保険事業財務状況検討会
独立行政法人福祉医療機構



障害者
関係団体

報告書を説明
(11・12月)

平成24年度決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表

運用の基本的考え方等（#66、68、73）

評価の視点

扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。

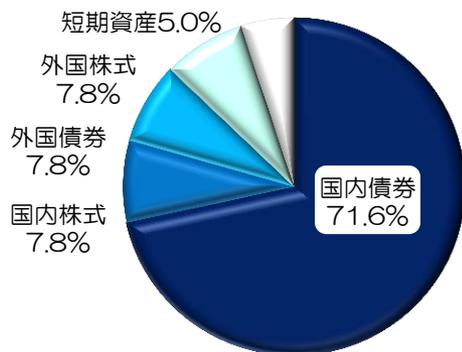
基本ポートフォリオ

区分	構成割合	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%
合計	100.0%	—

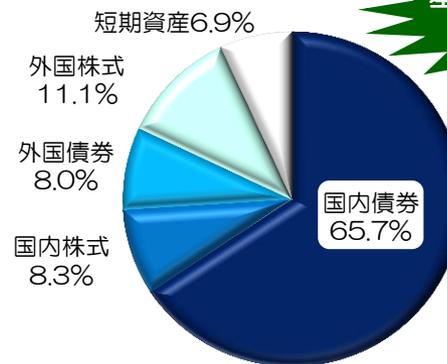
資産構成状況（平成25年度末）

区分	時価総額	構成割合
国内債券	46,418百万円	65.7%
国内株式	5,886百万円	8.3%
外国債券	5,643百万円	8.0%
外国株式	7,835百万円	11.1%
短期資産	4,863百万円	6.9%
合計	70,645百万円	100.0%

心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で基本ポートフォリオを策定



基本ポートフォリオに基づき適切に運用



扶養保険資金の特性を踏まえ、国内債券を中心とした安全な運用を実施

扶養保険資金については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、基本ポートフォリオに基づいて運用を実施

各資産の対ベンチマーク収益率との差（#67）

評価の視点

- 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。
- 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。

平成25年度 運用環境

- ・年度前半の日銀の金融緩和政策、年度後半の米国の量的金融緩和の縮小決定などから、円安・債券安・株高の相場
- ・特に株式市場では12月に日経平均株価及びダウ平均株価が年初来最高値を更新するなど好調に推移

運用実績の状況

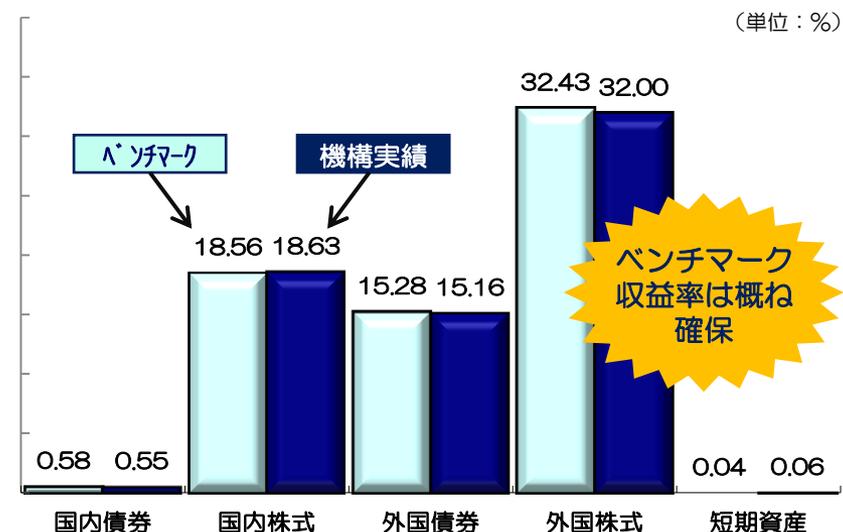
区分	ベンチマーク	機構実績	差引
国内債券	0.58%	0.55%	▲0.03%
国内株式	18.56%	18.63%	0.07%
外国債券	15.28%	15.16%	▲0.12%
外国株式	32.43%	32.00%	▲0.43%
短期資産	0.04%	0.06%	0.02%

(参考)

区分	複合 ベンチマーク	機構実績	差引
資産全体	5.59%	6.00%	0.41%

※複合ベンチマークは、各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの構成割合で加重平均したものである。

ベンチマーク収益率との比較



国内債券	NOMURA-BPI (総合)
国内株式	TOPIX (配当込み)
外国債券	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円貨換算、ヘッジなし)
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI)・KOKUSAI (円貨換算、配当込み、GROSS)
短期資産	有担保コールレート (翌日物)

資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計では6.00%の収益率を確保

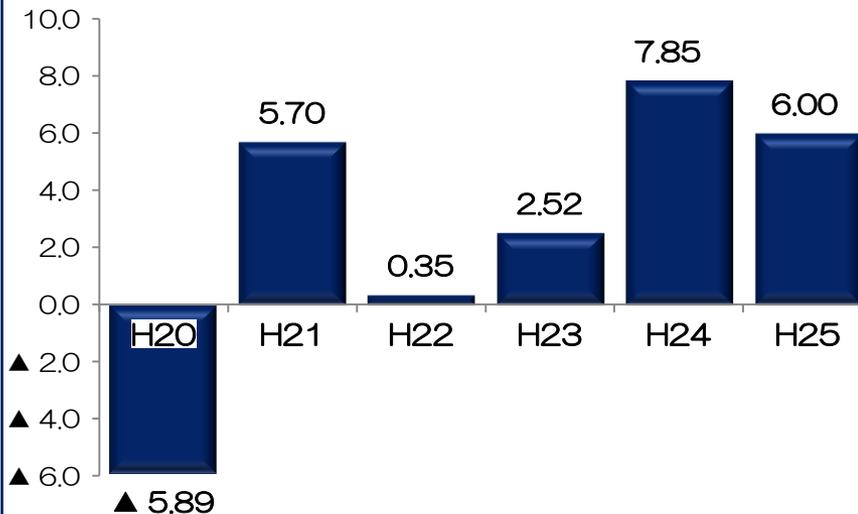
(参考) 心身障害者扶養保険事業における繰越欠損金について

年度前半の日銀の金融緩和政策、年度後半の米国の量的緩和政策の縮小決定などから円安・債券安・株高の相場となり、特に株式市場では12月に日経平均株価及びダウ平均株価が年初来高値を更新するなど好調に推移した。

このため、資産全体で年6.00%の運用利回りとなり、当期総利益を27億円計上した結果、平成25年度末における繰越欠損金については前年度に比べ約27億円減少した。

運用利回りの推移 (H20~H25)

H20	H21	H22	H23	H24	H25
▲5.89%	5.70%	0.35%	2.52%	7.85%	6.00%



扶養保険資金の将来支給額の財源構成

(単位：百万円)

区分	24年度	25年度	対前年度増減
① 年金資産額	67,499	70,645	3,146 (金銭の信託)
② 責任準備金	77,440	77,934	494 (責任準備金繰入)
③ 繰越欠損金 (①-②)	▲9,941	▲7,289	2,652 (当期総利益)

金銭の信託収入
31億円確保

責任準備金
5億円増加

繰越欠損金が減少
(27億円減少)
24末99億円 → 25末73億円

当期総利益計上
により繰越欠損金が
大幅に減少

引き続き、外部専門家からなる「心身障害者扶養保険資産運用委員会」の助言を受け、資金の安全かつ効率的な運用に努めるとともに、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証することとしている。

■ 心身障害者扶養保険資金の基本的な運用の仕組み

厚生労働省の役割

<p>① 福祉医療機構に対し達成すべき中期目標等を指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的考え方 ○運用の目標 ○運用利回り ○運用手法等 	<p>⑥ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国・地方公共団体による財政措置等
---	--



福祉医療機構の役割

<p>② 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本ポートフォリオの策定 ○運用受託機関の選定 ○評価ベンチマークの設定 ○運用の基本方針の策定 	<p>⑤ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運用実績の検証 ○財務状況の検証
--	---



運用受託機関の役割

<p>③ 福祉医療機構から示された運用ガイドラインに基づき資産運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ベンチマーク収益率の確保 	<p>④ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運用実績の報告等
---	---

福祉医療機構の責任

心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

事務担当者会議の開催（#76）

評価の視点

- 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。
- 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。

平成25年度の取組み

事務担当者会議の開催

《扶養保険事業運営上の課題の把握》

会議の円滑な実施を図るため、地方公共団体より事前に質問事項を募り、事前周知を行うことで会議を効率的に開催（平成25年12月20日、参加者65人、参加者満足度93%）

地方公共団体との意見交換・情報交換

《事務処理等の実態把握及び改善》

- 平成26年2月14日：福岡県、福岡市
- 平成26年2月21日：茨城県

地方公共団体に対する事務処理指導の実施

《地方公共団体の事務処理を標準化》

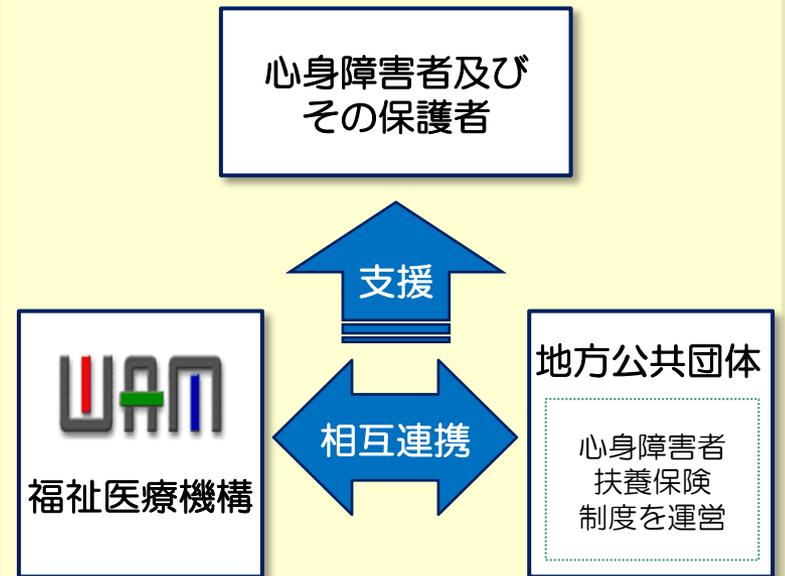
- 地方公共団体に対し、加入者現況調査を実施し、心身障害者及び加入者等の利益を確保
- 地方公共団体的確な事務処理実施について指導を実施

制度周知のパンフレットの作成

《制度のより一層の周知》

地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレットを作成し、加入者等へ配布

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、心身障害者扶養保険制度を運営する地方公共団体と相互連携



地方公共団体事務担当者会議や地方公共団体との意見交換・情報交換を通じて、地方公共団体との連携の強化を図り、事務処理の標準化を図るとともに、心身障害者及びその保護者に対するサービスを向上

福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業)

【事業の概要】

WAMNET（ワムネット）は、福祉・保健・医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供し、利用機関（行政、福祉医療施設等）同士の情報交換、情報発信の場を提供

WAMNETの特徴

(1) 充実した介護・福祉・医療情報の提供

新コンテンツによる利用者サービスの向上

平成24年10月からの新WAMNETにおいて、介護・福祉・医療に関する「制度解説」「取組事例紹介」「全国各地の特色あるニュース」等の情報提供を開始

リンクによる情報提供

介護・福祉・医療施設情報や行政情報について、Webサイトへのリンクを掲載

データベースによる情報提供

障害福祉サービス事業所情報や第三者評価情報をデータベースで情報提供

(2) WAMNET基盤の活用

情報保護や安全性に配慮した会員専用ページ

セキュリティの高いWAMNET基盤の活用により、電子申請利用ユーザーの利便性向上と円滑な機構業務運用を推進

ワムネットのしくみ



8 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）

【評価項目12】

自己評価 A

【評価項目12の総括】

■WAMNETにおける提供情報等の重点化等（#77）

- 「介護保険最新情報」、「介護福祉士実務者養成施設情報」及び「福祉のしごとガイド（資格・職種編）」の掲載を新たに開始し、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供
- 東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」の利用促進のPRを行い、登録団体数が前年度末（73団体）から22団体増加

■利用者数及び利用者満足度の向上（#78）

- アンケート調査等から得られた利用者ニーズに適應したサービスの提供及び利用者の利便性の向上を図った結果、年間ヒット件数、利用者の満足度指数ともに中期計画を達成

■WAMNET基盤の活用（#79）

- 国の「社会福祉法人の在り方に関する検討会」における議論を踏まえ、社会福祉法人の財務諸表の公表制度におけるWAMNET基盤を活用した方策の検討を開始
- 退職手当共済電子届出システム及び事業報告書等の電子報告システムなどを円滑に運用し、機構業務の効率的実施を推進

WAM NETにおける提供情報等の重点化等（#77）

評価の視点

基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めているか。

見直しの基本方針（平成22年12月）

規模縮小

提供情報の重点化取組状況

平成23年度

- 国と重複する行政情報の提供を廃止
→ 厚生労働省のホームページへリンクする方法に見直し、利用者の利便性に配慮
- 民間と競合する情報の提供業務の廃止
→ ワムネットプラスの掲載を廃止し、WAMNET本体にバナー広告の掲載スペースを新設することにより、バナー広告収入を確保

平成24年度

- 介護支援専門員向け情報提供の開始
→ 介護支援専門員向けに行政情報等の関連情報を集約し、利便性に配慮のうえ提供を開始

平成25年度

- 「介護保険最新情報」の掲載
→ 国から各都道府県、市区町村等に通知された介護保険に関する最新情報を掲載
- 「介護福祉士実務者養成施設情報」の掲載
→ 社会福祉士等の専門職養成施設情報に加え、介護福祉士実務者養成施設情報を新たに掲載
- 「福祉のしごとガイド」の掲載
→ 福祉に関する「しごと」の内容や資格の取得ルート等を紹介した「福祉のしごとガイド（資格・職種編）」の掲載を開始



※見直しの基本方針：独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

被災地団体用掲示板

東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」の利用促進を行うとともに、充実した情報を提供

登録団体数が増加
(95団体←前年度末73団体)

平成25年度においては「介護保険最新情報」や「福祉のしごとガイド」等の情報提供を新たに開始するなど、提供情報の重点化に適切に対応するとともに、「被災地支援団体用掲示板」の利用促進を行い、支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与

利用者数及び利用者満足度の向上（#78）

評価の視点

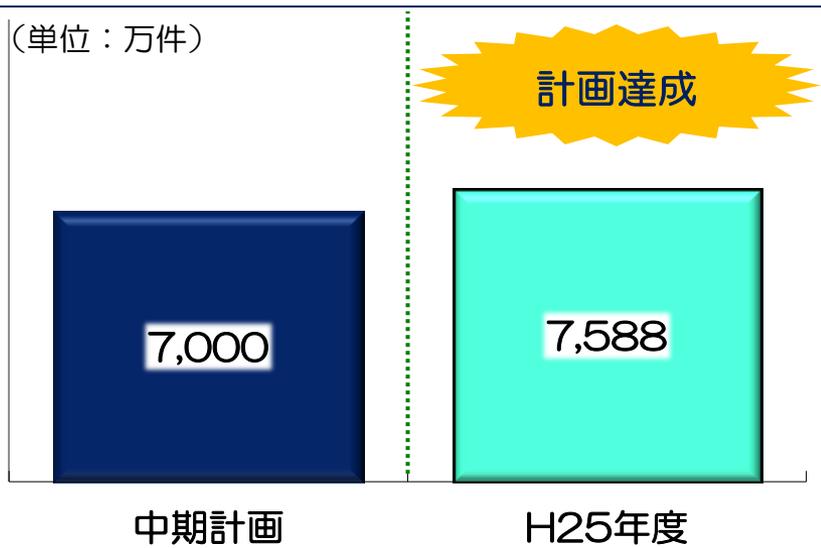
年間ヒット件数及びアンケート調査における情報利用者の満足度について、中期計画を達成しているか。（中期計画：ヒット件数7,000万件以上、満足度90%以上）

ヒット件数

[中期計画] 7,000万件以上

[実績] 7,588万件

(単位：万件)

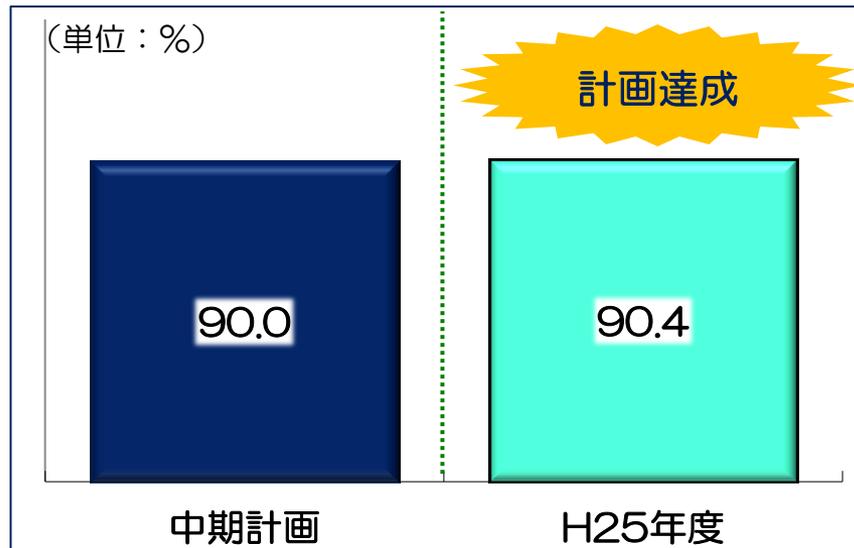


満足度指数

[中期計画] 90%以上

[実績] 90.4%

(単位：%)



アンケート調査等から得られた利用者ニーズに対応したコンテンツを提供する「WAM NETラボ」の開設、RSS配信の開始など、利用者の利便性向上を図った結果、ヒット件数及び満足度指数は中期計画を達成

WAM NET 基盤の活用（#79）

評価の視点

福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET 基盤を活用しているか。



WAM NET 基盤の活用

社会福祉法人の 財務諸表の公表

国の「社会福祉法人の在り方に関する検討会」における議論を踏まえ、社会福祉法人の財務諸表の公表制度においてWAM NET 基盤を活用した際の方策の検討を開始

退職手当共済 電子届出システム

共済契約者である社会福祉法人が提出する掛金納付対象職員届等についての電子届出システム

《利用率85%》

事業報告書等 の電子報告システム

福祉医療貸付事業の貸付先が提出する事業報告書等の電子報告システム

《利用率63%》

社会福祉振興助成 事業のメールマガジン

社会福祉振興助成事業における助成先団体等に対するメールマガジン

《25回・読者数3,585人》

迅速なユーザIDの発行、システム利用における問い合わせの対応を実施し、円滑なシステム運用を推進

効果

国の福祉保健医療施策の推進及び機構業務の効率的実施

社会福祉法人の財務諸表公表制度への活用方策の検討を開始するとともに、WAM NET 基盤を活用し、退職手当共済電子届出システム及び事業報告書等の電子報告システムなどを円滑に運用し、機構業務の効率的実施を推進

Part 4

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

【評価項目13】

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
承継教育資金貸付けあっせん業務

【評価項目14】

■ 財務内容の改善に関する事項

【評価項目15】

■ 人事に関する事項

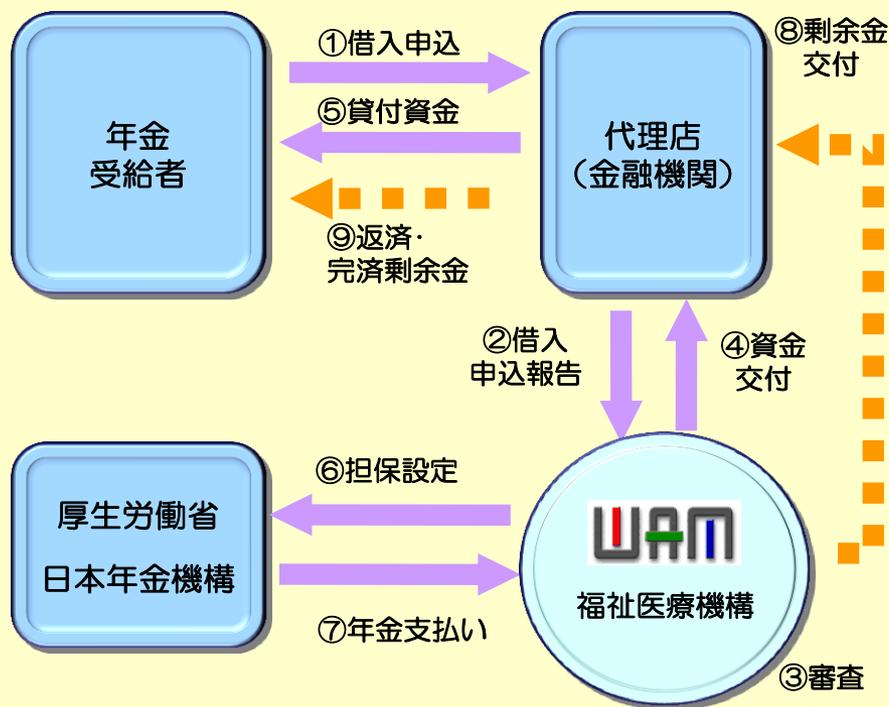
【評価項目16】

■ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

【事業の概要】

厚生年金保険、国民年金及び労働者災害補償保険の年金を受けている方に、年金受給権を担保にする特例措置として、必要な小口資金を低利で融資し、高齢者等の生活の安定を支援

年金担保・労災年金担保貸付事業のしくみ



貸付対象者及び貸付条件

融資対象者	厚生年金保険法、国民年金法に基づく年金受給者または労働者災害補償保険法に基づく年金受給者であり、現に年金の支給を受けている者（生活保護受給者等を除く）
利率 (H26.3.31現在)	年金担保融資：1.6% 労災年金担保融資：0.9%
貸付金額	必要とする額を限度とし、次の3つの要件を満たす額の範囲内 <ul style="list-style-type: none"> ・10～250万円の範囲内（1万円単位） ・受け取っている年金額以内（年額） ・1回あたりの返済額の15倍以内
返済方法	毎回（偶数月）の年金支給額のうち、お客さまが指定した返済額。ただし、1回の年金支給額の1/2以下。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

【評価項目13】

自己評価 A

【評価項目13の総括】

■ 利率設定方式の見直し（#81）

- 中期目標期間中の損益が均衡するよう貸付金利を検証し、安定的かつ効率的な業務運営を実施

■ 国において立案される計画への適切な対応（#82）

- 平成23年12月の制度改正による事業規模の縮減効果の有無について、貸付実行データを分析し、当該データについて国に対して毎月提供
- 国の年金担保貸付事業廃止計画を踏まえ、廃止までに段階的な事業規模の縮減を図るべく更なる制度変更について国と調整し、受託金融機関（全国銀行協会）との協議を開始

■ 無理のない返済に配慮した制度の運用（#83）

- 返済期間中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更承認を行い、利用者の生活の安定を支援（1,206件）

■ 貸付制度の周知（#84）

- 貸付制度の周知を図るとともに、多重債務者等の借入れに関し、専門機関への相談につなげるために必要な情報提供等を実施

■ 受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底（#85）

- 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るため、受託金融機関事務打合せ会議（全国7か所計8回）を開催し、取扱変更等についてあらためて周知徹底

利率設定方式の見直し（#81）

評価の視点

貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。

年金担保貸付事業

◆貸付金利設定の考え方◆

独立行政法人整理合理化計画等
貸付原資の
自己調達化

運営費交付金の
廃止

中期目標期間中の
損益が
均衡するよう配慮

コストを金利に反映
1.6%

当期総利益117百万円

■損益均衡のイメージ



労災年金担保貸付事業

◆貸付金利設定の考え方◆

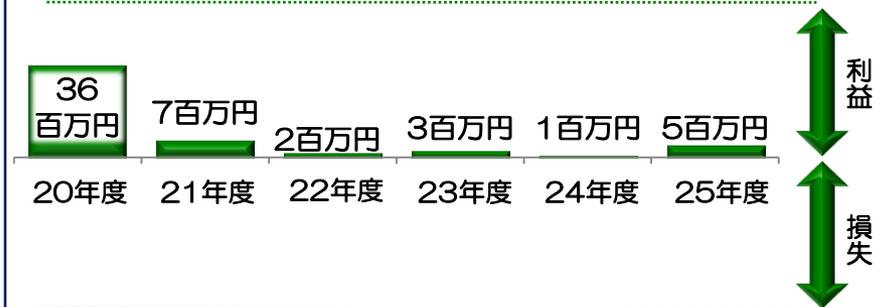
独立行政法人整理合理化計画等
運営費交付金の廃止
(貸付原資は国からの出資金)

中期目標期間中の
損益が
均衡するよう配慮

コストを金利に反映
0.9%

当期総利益5百万円

■損益均衡のイメージ



運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化に伴う業務運営コストを適切に貸付金利に反映するとともに、中期目標期間中の損益が均衡するよう配慮しつつ貸付金利を見直し、安定的で効率的な業務運営を実施

国において立案される計画への適切な対応等（#82, 83）

評価の視点

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、国の計画に従って適切な措置を講じているか。
- 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。
- 返済中に生活困窮となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。

閣議決定・今後の対応方針を踏まえた見直しの実施

十分な代替措置を用意したうえで廃止するとの方向性を踏まえ、利用者にとって必要な資金が、無理のない返済となるような観点から融資を行う制度へと変更

制度取扱変更（平成23年12月～）

融資限度額の引下げ（1.0倍以内）

返済額の上限設定（2分の1以内）

資金用途区分の変更

生活保護に関する利用制限強化

条件緩和（平成22年2月～）

貸付条件変更実績

返済期間を貸付実行日から一律3年に延長
（返済期間中1回）

返済条件の緩和措置の実績
（平成25年度：1,206件）

年金担保貸付事業廃止計画（概要）

【廃止に向けた基本的考え方】

- 事業規模縮小等の措置を段階的に進め、平成28年度に具体的な廃止時期を国が判断

【今後講ずべき措置】

年金担保貸付事業の段階的な縮小

さらなる段階的な貸付限度額の縮減策の検討及び生活保護に対する利用制限の徹底

利用者等に対する周知徹底

段階的な縮減・廃止について、幅広く早期に周知するとともに、生活福祉資金貸付制度の周知

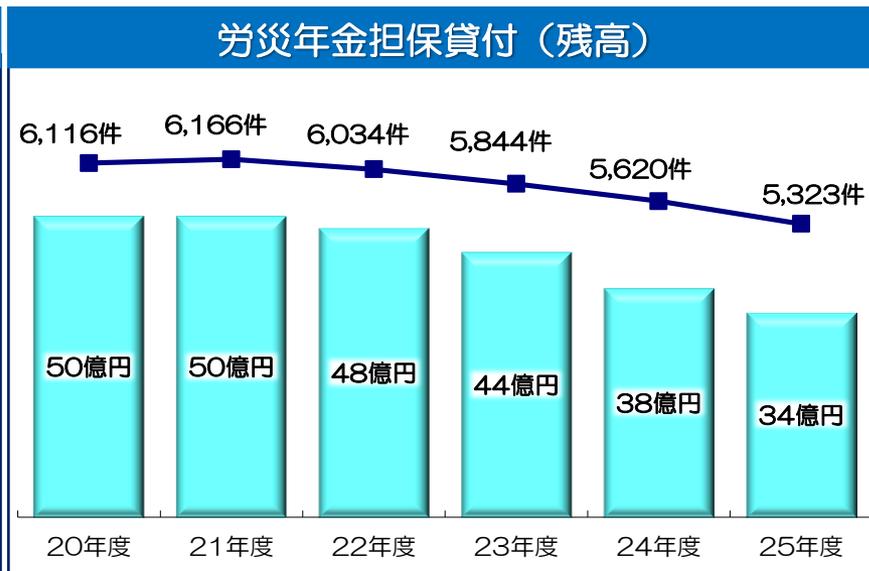
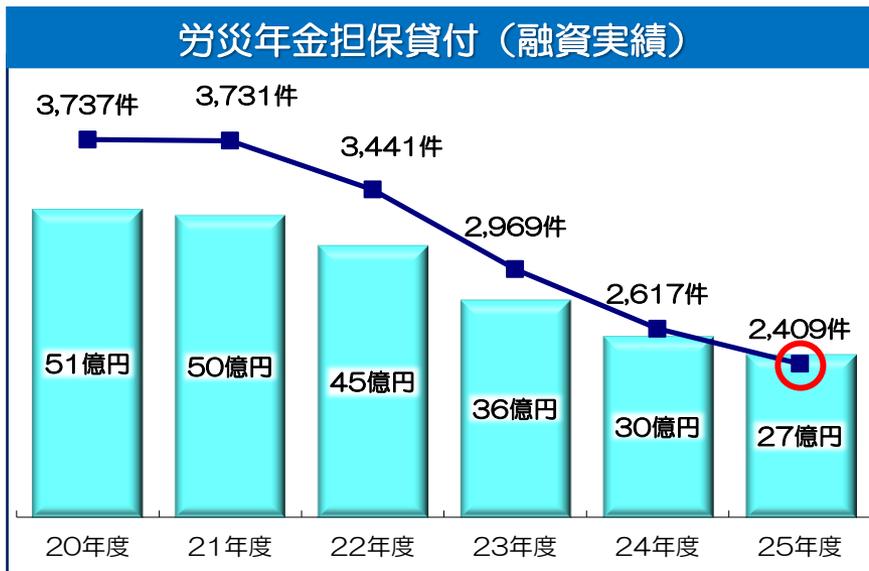
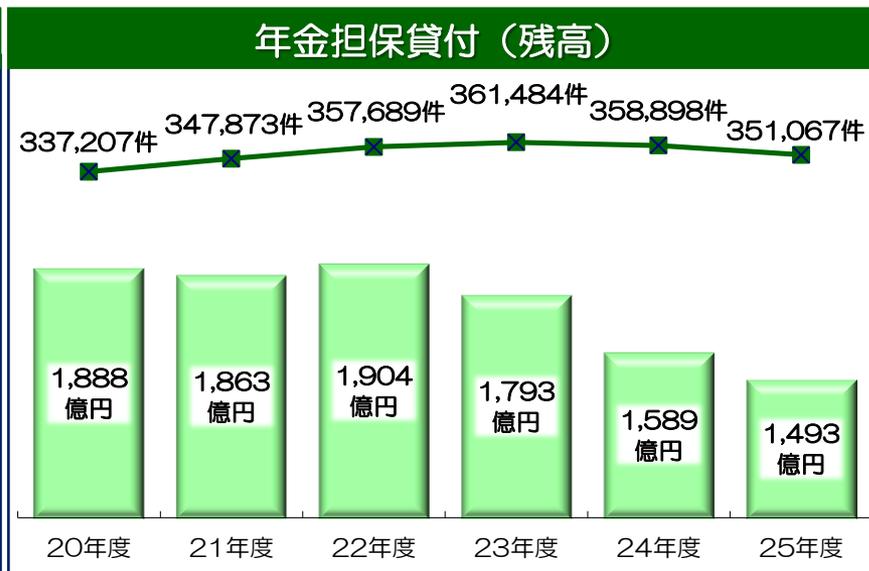
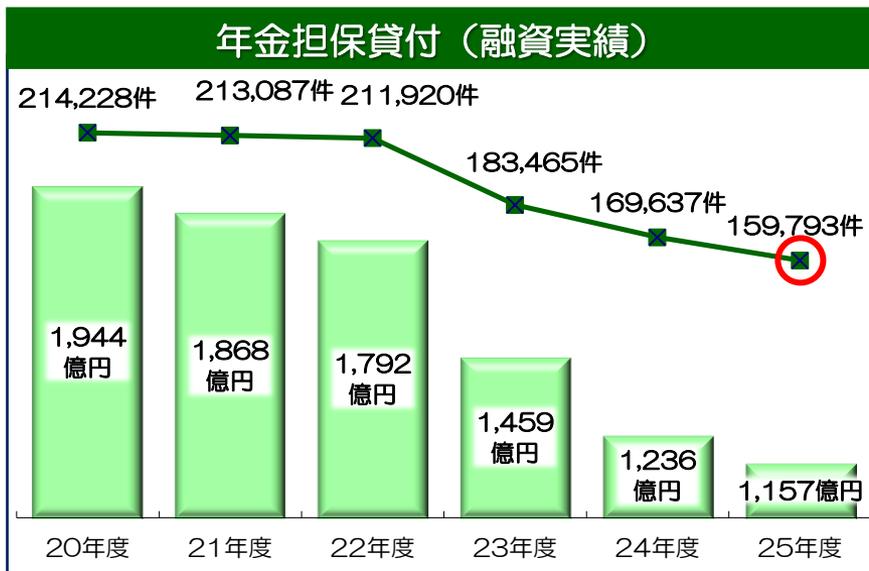
生活福祉資金貸付制度の充実

年金担保貸付事業の縮減の影響を見極めつつ、今後、生活福祉資金貸付制度で対応

平成25年度の取組み

- 廃止までに段階的な事業縮減を図るべく更なる制度変更について国と調整し、受託金融機関（全国銀行協会）との協議を開始
- 事業規模の縮減効果にかかる分析データについて国に対して毎月提供

利用者にとって無理のない返済となるよう配慮した業務運営を適切に実施するとともに、国における年金担保貸付事業廃止計画を踏まえ、廃止までに段階的な事業規模の縮減を図るべく更なる制度変更について国と調整



貸付制度の周知（#84）

評価の視点

利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。

貸付制度の周知

- 受託金融機関等へのリーフレット配布
- 機構ホームページにおける広報
- 福祉関係・司法関係・消費者関係の団体（22団体）の協力により周知

多重債務者等への注意喚起

- リーフレット、機構ホームページ等に多重債務者に対する専門相談機関への相談の勧奨、相談先等を明記
- 受託金融機関に対して専門相談機関の情報提供を実施

公的な貸付制度の周知

借入申込書やお客さまへのご案内チラシ等で経済的自立を図るための公的貸付制度（生活福祉資金貸付制度・母子寡婦福祉資金貸付制度）を周知

各種団体等を通じて貸付制度の周知を図るとともに、多重債務者等の借入に関し、専門機関への相談につなげるために必要な情報提供等を実施

受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底（#85）

評価の視点

受託金融機関事務打合せ会議等により更なる利用者への適切な対応について周知徹底に努めているか。

【受託金融機関事務打合せ会議の開催】

承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同開催し事務及び経費の効率化を図る

《開催実績》 全国7か所8回開催（北海道、宮城県、東京都2回、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県）

受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るため、受託金融機関事務打合せ会議（全国7か所計8回）を開催し、事務取扱についてあらためて周知徹底

承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継教育資金貸付けあっせん業務

○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

【事業の概要】

年金住宅融資等債権の管理・回収業務であり、回収した資金を年金特別会計へ納付
(平成18年4月より年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収
業務を承継)



【融資残高と融資残高件数の推移】



【年金特別会計への納付額】

区分	H18年度分	H19年度分	H20年度分	H21年度分	H22年度分	H23年度分	H24年度分	H25年度分
元本償還分	4,424億円	5,647億円	3,241億円	3,481億円	3,140億円	2,457億円	2,150億円	1,790億円
利息分等	1,283億円	1,114億円	913億円	780億円	668億円	566億円	482億円	413億円
合計	5,707億円	6,761億円	4,154億円	4,261億円	3,809億円	3,023億円	2,632億円	2,203億円

※1 独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第6項の規定に基づき、償還元金及び利息については、国庫納付するもの

※2 単位未満は切り捨て

平成26年7月10日
に国庫納付

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

【評価項目14】

自己評価 A

【評価項目14の総括】

■ 貸付先の財務分析等（#86、87、88）

- 貸付先の財務状況等の分析を行い、各転貸法人へのヒアリング及び指導を実施するとともに、保証機関の保証履行能力を評価するなど、適切に債権を保全

■ 適時的確な債権回収（#91）

- 償還条件緩和中の貸付先について、経営状況及び資金繰りを把握のうえ、余剰金の繰上償還による回収を実施し、延滞債権の発生を抑制

■ 返済条件の変更措置の実施等（#92）

- 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者に対する返済条件変更（396件）、民事再生法の適用による返済条件変更（24件）及び東日本大震災の被災者に対する返済条件変更（11件）の措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保

■ 延滞債権への対応（#94）

- 債権回収促進のため「物件処分推進チーム」を立ち上げ、機構が直接競売申立てを実施するとともに、受託金融機関に対する適切な指示を行い、必要に応じて、保証履行請求及び担保処分を実施

◆ 承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成19年12月24日付で、閣議決定された独立行政法人整理合理化計画において、平成20年度から業務を休止することとされたため、業務を休止中

貸付先の財務分析・保証機関等の評価等（#86、87、88）

評価の視点

関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。



【受託金融機関事務打合せ会議の開催】 開催状況：全国7か所8回開催（北海道、宮城県、東京都2回、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県）

貸付先の財務状況等の分析を行い、各転貸法人へのヒアリング及び指導を実施するとともに、保証機関の保証履行能力を評価するなど、適切に債権を保全

財務状況等を勘案した自己査定の実施（#89）

評価の視点

年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。



※ 機関保証付き債権を除いたリスク管理債権比率2.34%（承継年金住宅融資等債権の95.7%は機関保証付き債権）

貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務諸表を分析して債務者区分を実施するとともに、機関保証の有無及び担保処分見込額を勘案して貸倒引当金を適正に計上

適時的確な債権回収等（#91、92）

評価の視点

年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生抑制に努めたか。

貸付金の回収計画

承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、金銭消費貸借契約証書の内容により作成した償還予定表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施

繰上償還の実施等

- 償還緩和中の貸付先について、余剰金の一部繰上償還により回収を実施
- 業務終了時期を見据え、繰上償還のニーズ等につきヒアリングを実施

返済条件の変更措置の実施等

《返済条件の変更措置》

- 返済条件の変更：396件
- 民事再生法の適用による返済条件の変更：24件

東日本大震災への対応

《返済条件の変更措置》

引き続き、東日本大震災の被災者に対する返済条件の変更措置を実施（実績：11件）

適時的確に債権回収を行うことにより延滞債権の発生を抑制するとともに、ローン返済困窮者や東日本大震災の被災者に対し、返済条件の変更措置を講じ生活の安定を支援しつつ将来の元利金の返済を確保

延滞債権への対応（#94）

評価の視点

延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。

短期延滞債権への対応

転貸法人等に対し迅速かつ着実な督促等の実施を徹底

長期延滞債権への対応

「物件処分推進チーム」を立ち上げ機構による直接競売の実施及び受託金融機関に対する保証人調査等の指示
必要に応じ保証履行請求及び担保物件の処分を実施

適切な対応により早期の債権回収を推進

受託金融機関に対する適切な指示を行うとともに、必要に応じて、保証履行請求や担保処分を実施

財務内容の改善に関する事項

【評価項目15の総括】

■ 予算、収支計画及び資金計画等（#95、96）

- 平成25年度は一般勘定において当期損失を計上、その他の勘定については、当期利益を確保

■ 運営費交付金以外の収入の確保（#97）

- 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保

■ 債券の発行等による資金調達（#98）

- IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（30件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を実施

■ 保有資産の見直し（#100）

- 宿舍処分に向けた入居者の退去については、一部を除き平成25年9月に完了
- その他、事務・事業の見直しの基本方針に基づき適切に対応

◆ 法人全体の損益状況 ◆

《年度別の損益状況》

区 分		当期損失が発生した勘定	法人全体の損益
第2期中期目標期間	平成20年度	なし	1,291億円
	平成21年度	なし	808億円
	平成22年度	一般勘定、保険勘定、年金担保貸付勘定	650億円
	平成23年度	一般勘定、保険勘定	502億円
	平成24年度	年金担保貸付勘定	519億円
第3期中期目標期間	平成25年度	一般勘定	432億円

《平成24年度 勘定別利益（損失）額》

一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人全体
300百万円	28百万円	3,371百万円	▲44百万円	0百万円	48,244百万円	休止中	51,900百万円



《平成25年度 勘定別利益（損失）額》

一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人全体
▲809百万円	－	2,651百万円	118百万円	4百万円	41,251百万円	休止中	43,215百万円

平成25年度は一般勘定において当期損失を計上、その他の勘定については、当期利益を確保
 ⇒ 法人全体では432億円の当期利益（うち承継債権管理回収勘定412億円）

(参考) 平成25年度経営状況 (法人全体)

① <損益計算書>

(単位：百万円)

費用			収益		
科目	平成25年度	平成24年度	科目	平成25年度	平成24年度
経常費用	177,161	180,124	経常収益	224,244	234,909
業務費	176,059	178,948	補助金等収益等	57,566	58,213
業務経費等	174,262	177,140	自己収入等	166,151	175,988
人件費	1,456	1,445	その他	526	706
減価償却費	340	362	臨時利益	461	1,379
一般管理費	1,090	1,171	その他調整額	23	12
管理経費等	322	421			
人件費	749	727			
減価償却費	18	22			
その他	11	4			
臨時損失	4,352	4,276			
当期総利益	43,215	51,900			
合計	224,730	236,301	合計	224,730	236,301

(注) 単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない。

② 勘定別の当期利益 (損失) の状況

法人全体 43,215百万円

区分	金額	区分	金額
一般勘定	▲ 809百万円	年金担保貸付勘定	118百万円
共済勘定	—	労災年金担保貸付勘定	4百万円
保険勘定	2,651百万円	承継債権管理回収勘定	41,251百万円

(注) 単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない。

③ 当期利益 (損失) 金の発生要因

一般勘定 (当期損失)

当期損失 ▲ 809百万円

- 東日本大震災の復旧・復興のための優遇融資等に伴う逆ザヤや貸倒損失の発生により当期損失を計上
- 当該損失に対しては、平成23年度補正予算において政府出資金 (142億円) による財務基盤の強化が図られている

年金担保貸付勘定 (当期利益)

当期利益 118百万円

- 退職給付引当金戻入 (43百万円) 等により当期利益を計上

保険勘定 (当期利益)

当期利益 2,651百万円

- 心身障害者扶養保険責任準備金繰入 (▲493百万円) に対して、金銭信託運用益 (3,798百万円) を確保したこと
- 年金給付金と保険金収入の差額 (▲653百万円)

労災年金担保貸付勘定 (当期利益)

当期利益 4百万円

- 貸倒引当金戻入益 (2百万円) 等により当期利益を計上

承継債権管理回収勘定 (当期利益)

当期利益 41,251百万円

- 年金住宅資金等貸付金利息収入等を確保したことによるもの。なお、当期利益412億円については、積立金として整理した後、平成25年度に回収された債権の元本の額1,790億円を加えた2,202億円を国庫納付するもの (平成26年7月10日国庫納付)

運営費交付金以外の収入の確保（#97）

評価の視点 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。

◆経営指導事業収入◆

セミナーにおいては、社会福祉法人のガバナンス強化等に資する講義を追加するなど時宜を得た講義を設定するとともに、積極的なPR活動などにより受講者の確保を図った結果、昨年度を上回る自己収入を確保

実績39百万円

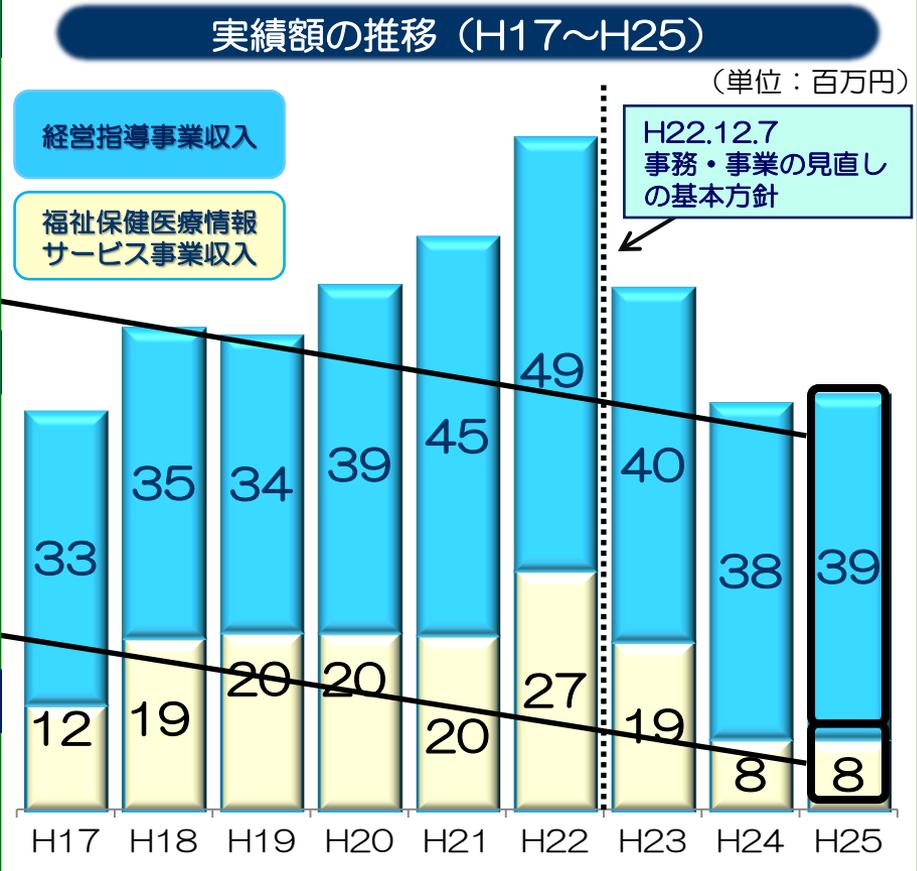
◆福祉保健医療情報サービス事業収入◆

事務・事業の見直しの基本方針に基づき、一部コンテンツを廃止したことに伴い、バナー広告収入が減収したが、コンテンツの充実や広報の強化により、昨年度と同水準の自己収入を確保

実績8百万円

◆その他◆

各事業部門を越えた機構全体で、短期・中期・長期の視点による自己収入の確保策を検討し、早期に取り組むことが可能な事項から、今後、順次対応予定



福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保

債券の発行等による資金調達（#98）

評価の視点

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。

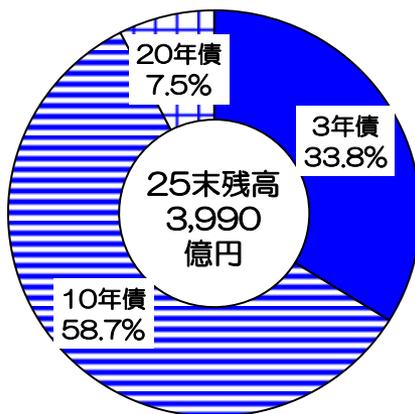
◆福祉医療機構債券発行実績（平成25年度）

使 途	金 額	年 限	利 率	発行日
福祉医療貸付事業	100億円	10年	0.892%（国債+0.025%）	6月18日
	50億円	10年	0.743%（国債+0.09%）	12月18日
年金担保貸付事業	190億円	3年	0.233%（国債+0.06%）	6月18日
	190億円	3年	0.167%（国債+0.05%）	12月18日
合 計	530億円			

IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（30件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を実施

（参考）福祉医療機構債券（財投機関債）の平成25年度末残高

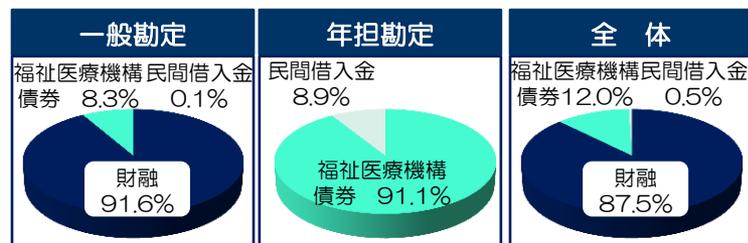
区 分	一般勘定	年担勘定	合 計
3年債	—	1,350億円	1,350億円
10年債	2,340億円	—	2,340億円
20年債	300億円	—	300億円
合 計	2,640億円	1,350億円	3,990億円



※一般勘定：福祉医療貸付事業の貸付原資に充当
 ※年担勘定：年金担保貸付事業の貸付原資に充当

（参考）資金調達の構成割合

区 分	一般勘定	年担勘定	全 体
財政融資資金	29,037億円	—	29,037億円
福祉医療機構債券	2,640億円	1,350億円	3,990億円
民間借入金	19億円	132億円	151億円
合 計	31,696億円	1,482億円	33,178億円



保有資産の見直し（#100）

評価の視点

不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。

事務・事業の見直しの基本方針等に基づく取組状況

《東久留米宿舎ほか（72戸）》

入居者退去の完了

宿舎の処分に向けた入居者の退去について、平成25年9月に完了

※高槻宿舎については、大阪支店における転勤者が退去するまで暫定的に使用

現況確認の実施

各宿舎を処分するまでの最小限の管理を行いながら、国庫納付に必要な現況の詳細確認を優先的に実施

境界杭の有無、境界確定協議書の有無、都市計画等の制限の確認等の実施

国庫納付方法の決定

国庫納付の方法について、厚生労働省及び財務省と協議を行い、宿舎売却による金銭納付を決定

平成26年度以降の取組予定

東久留米宿舎ほか（72戸）

土地の境界確定業務を完了予定

宿舎売却に向け仲介業者選定等の手続きを実施予定

年金担保貸付事業及び
労災年金担保貸付事業の政府出資金等

十分な代替制度を講じたうえ、
業務廃止後、国庫納付予定

宿舎処分に向けた入居者の退去については平成25年9月に完了するとともに、国庫納付の方法につき国と協議のうえ決定するなど、不要財産の国庫納付に向けた取組みを着実に実施

■ 人事に関する事項

【評価項目16】

自己評価 A

【評価項目16の総括】

■ 人事評価制度の運用（#102）

- 人事評価制度の適正な運用により、評価結果を昇給、賞与等に反映

■ 研修の充実（#103）

- 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施
- 国の政策動向を踏まえた平成25年度若手職員勉強会年間計画を策定し、内外の講師による勉強会を開催（開催回数12回）
- 専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度における指定講座に医療経営コンサルタントを新たに加えるとともに、民間金融機関への研修派遣を継続して実施

■ 人員に係る指標（#104）

- 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数は259人（再雇用職員2人を含む）となり期初の100%以内達成

職員の人事に関する計画（#101、102、103、104）

評価の視点

- 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施しているか。（中期計画：①組織編成及び人員配置の見直し ②人事評価制度の適正な運用、③職員の資質向上のための各種研修の実施）
- 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。
（期初の常勤職員数299人）

人事評価制度の運用

制度の導入

15年度 人事評価制度の試行実施
16年度 人事評価制度の本格導入

制度の運用開始・反映

17年度～ 評価結果を昇給・賞与へ適切に反映

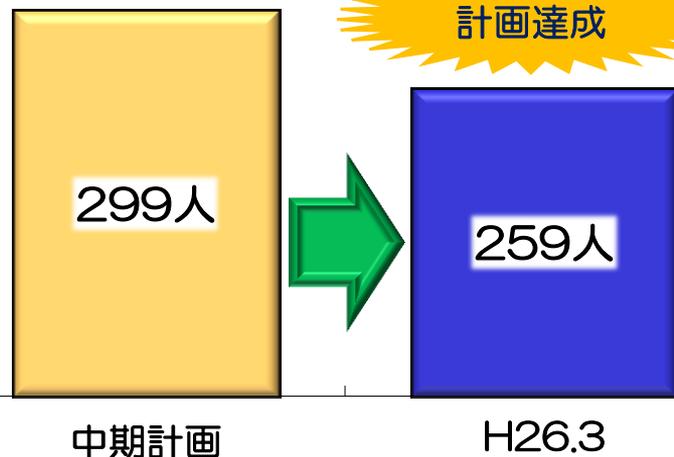
制度導入の効果

- 個人目標の明確化による、職員の意識改革と業務管理の向上
- 職員の努力が賞与に反映されることによる、職員の士気の向上

人員に係る指標（常勤職員数の推移）

[中期計画] 期初の100%以内（299人）

[実績] 259人（再雇用職員2人を含む）



- 人事評価制度の適正な運用により、職員が高い士気を持って職務に励んでいくことを推進
- 期末の常勤職員数は259人（再雇用職員2人を含む。）となり期初の100%以内を達成

研修の充実

若手職員の育成

若手職員の育成を図るため、福祉・医療分野における専門家等を招いて12回の研修を開催

研修メニューの充実

平成19年度に導入した教育・訓練プログラムを効果的に運用するための研修メニューを実施

各種研修体系

《全職員に求める能力》

固有能力（部門別必要能力）【専門的な知識】

《必要知識、能力向上手段》

業務能力適格性一覧（固有部分）【部門ごとに整理】

《研修の種類》

○ J T

○引継ぎ ○新任者向け勉強会 ○課内勉強会 他

内部教育・訓練プログラム

- 専門家（弁護士等）勉強会（顧客業務部、年金貸付部等）
- 火災保険勉強会（福祉貸付部、医療貸付部）
- 福祉・医療経営セミナー（福祉貸付部、医療貸付部、顧客業務部等）他
【実施】98プログラム
- 若手勉強会（福祉貸付部、医療貸付部、顧客業務部、企画室等）
【実施】12回

外部教育・訓練プログラム

- 債権管理の基礎知識（年金貸付部）
- 福祉・医療関連シンポジウム（福祉貸付部、医療貸付部等）
- 情報システム研修（情報システム室） 他
【実施】58プログラム
- 民間金融機関への研修派遣

《全職員に求める能力》

共通能力（階層別必要能力）【職階に求められる能力】

《必要知識、能力向上手段》

業務能力適格性一覧（共通部分）【階層ごとに整理】

《研修の種類》

全体研修

○新人研修 ○新任課長研修 ○新任係長・主査研修

公開セミナー

- 管理職（業務管理・指導）：指導・育成力強化セミナー
- 課長代理（指導・管理）：コーチング・スキルトレーニングセミナー
- 係長・主査（協調性）：チーム・ビルディングセミナー
- 係員（効率性、分析・理解）：中堅社員ビジネス遂行力向上コース 他
全32コース 【実施】19コース、43名

通信教育

- 管理職（説得・調整）：ビジネス交渉術コース
- 課長代理（指導・管理）：部下指導・育成コース
- 係長・主査（責任感・積極性・説明）：実力管理者基礎コース
- 係員（説明）：コミュニケーションカステップアップコース 他
全37コース 【実施】15コース、19名

国の政策動向を踏まえた平成25年度若手職員勉強会年間計画を策定のうえ12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修を実施